

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(1) 居住誘導区域の望ましい区域像

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、居住誘導区域の望ましい区域像が以下のとおり示されています。

望ましい区域像

居住誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

i) 生活利便性が確保される区域

- ・都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩、自転車利用圏

ii) 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

iii) 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- ・土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

[出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）]



(2) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

国土交通省の「都市計画運用指針」では、居住誘導区域の望ましい区域像が以下のとおり示されています。

定めることが考えられる区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

(3) 居住誘導区域に含めない区域

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、居住誘導区域に含めてはならない区域及び含まないこととすべき区域が以下のとおり示されています。

含めてはならない区域（都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条）

- ・市街化調整区域
- ・建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域、農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地や採草放牧地の区域
- ・自然公園法第20条第1項に規定する特別地域
- ・森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域
- ・自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第25条第1項に規定する特別地区
- ・森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

[出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）]

**含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）**

- 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・ 津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域
 - ・ 災害危険区域（建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）
- 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
 - ・ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
 - ・ 水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

[出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）]

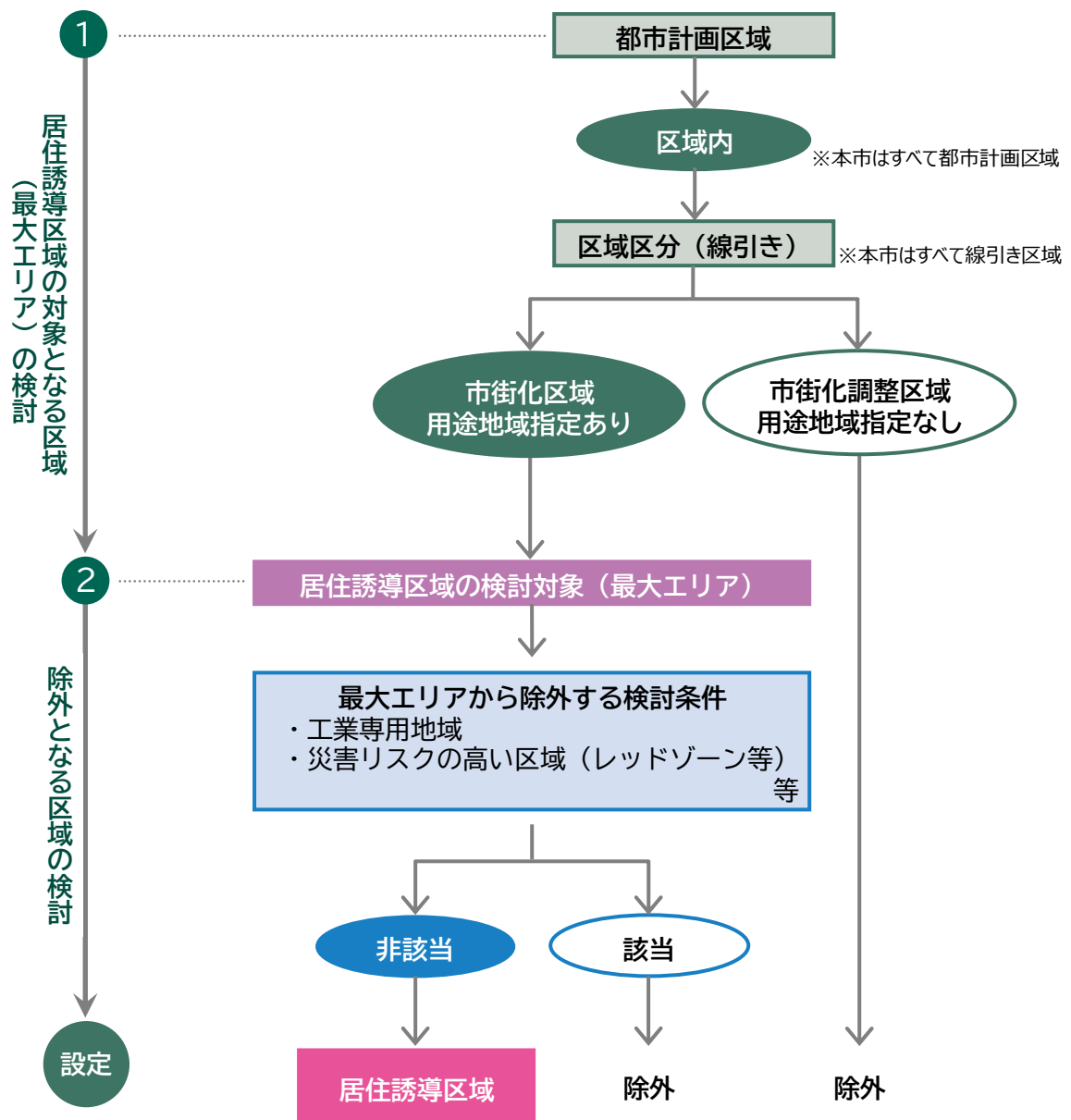


4-2 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の設定方法

居住誘導区域の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 居住誘導区域の設定に向けた検討フロー図

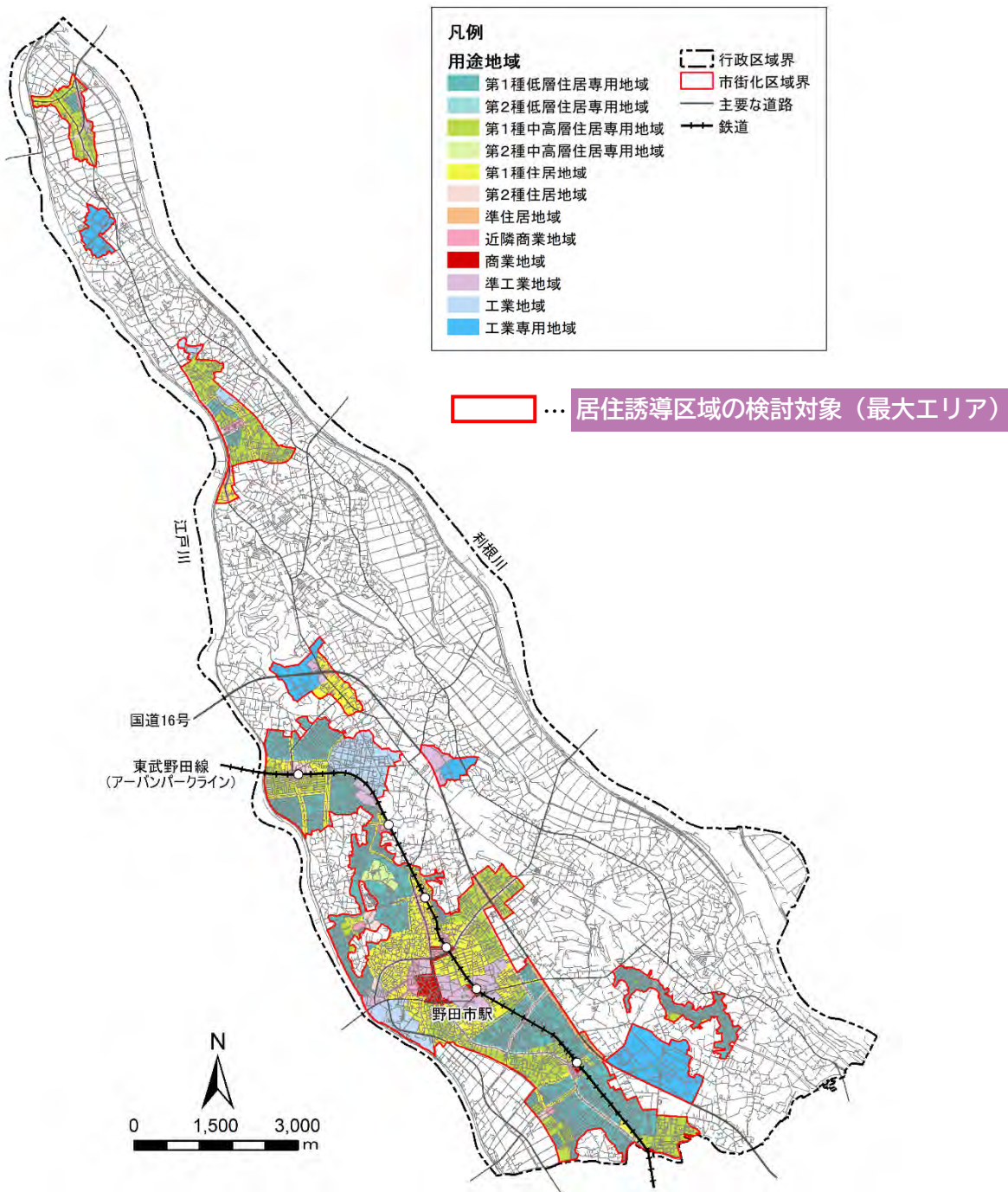




1 居住誘導区域の対象となる区域（最大エリア）の検討

本市における居住誘導区域の設定に当たり、市街化区域（用途地域の指定があるエリア）を居住誘導区域の対象となる区域（最大エリア）とします。

■ 居住誘導区域の検討対象（最大エリア）図



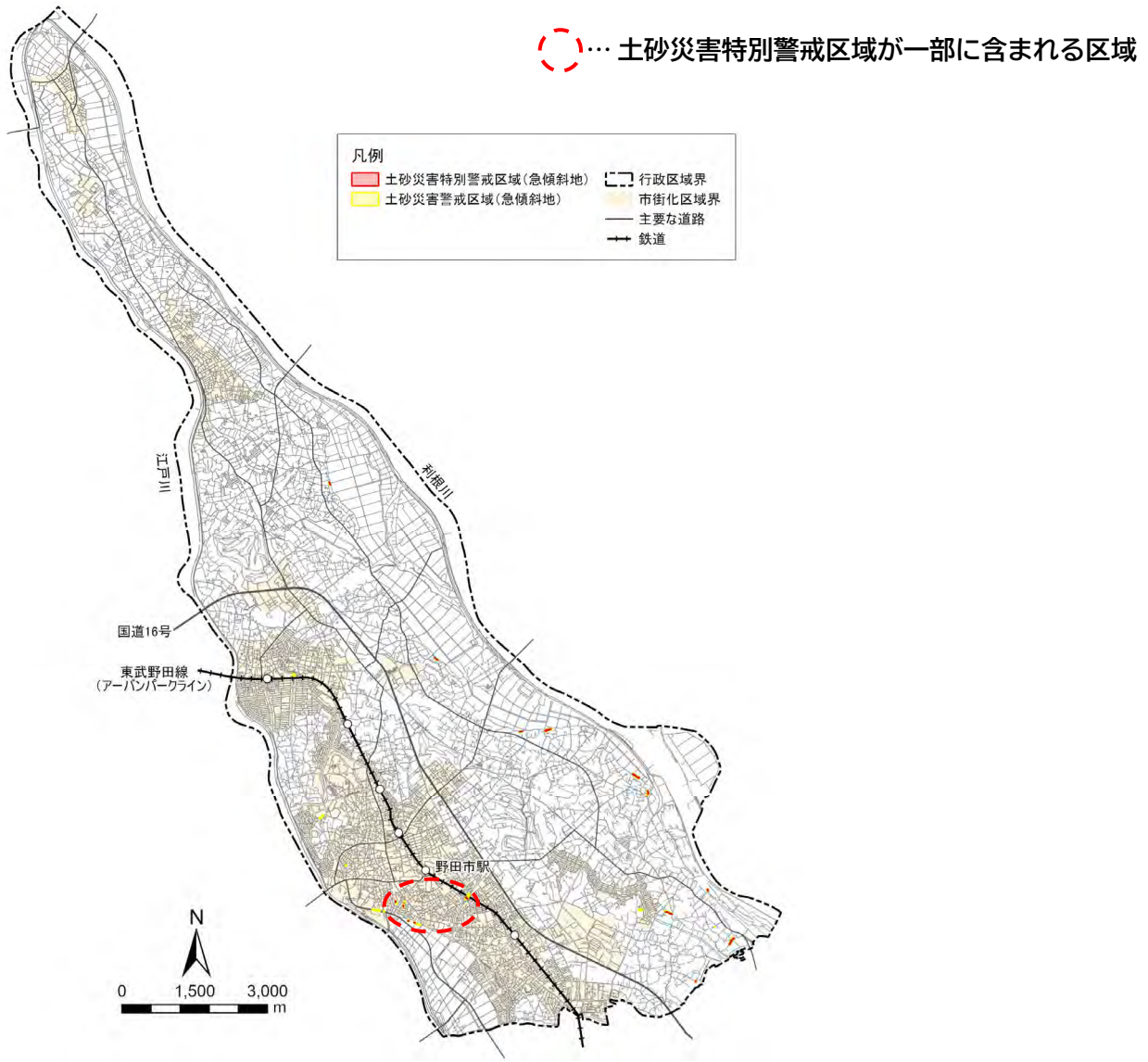
2 居住誘導区域の対象区域（最大エリア）から除外となる区域の検討

法令により居住誘導区域に含めない区域や居住に適さない区域、災害リスク等を踏まえて、居住誘導区域の対象区域（最大エリア）から居住誘導区域として除外する区域を検討します。

法令により居住誘導区域に含めない区域とする土砂災害特別警戒区域を除外します。

また、住宅の建築が制限されている区域である工業専用地域と、地区計画の「建築物等の用途の制限」により住宅等の建築を制限している区域を除外するとともに、工業地域のうち住居の誘導にふさわしくないと判断されるなみき地区の市街地の北側、居住が見込めない座生川の調節池及び特別用途地区を除外します。

■ 居住誘導区域の対象区域（最大エリア）の土砂災害特別警戒区域図





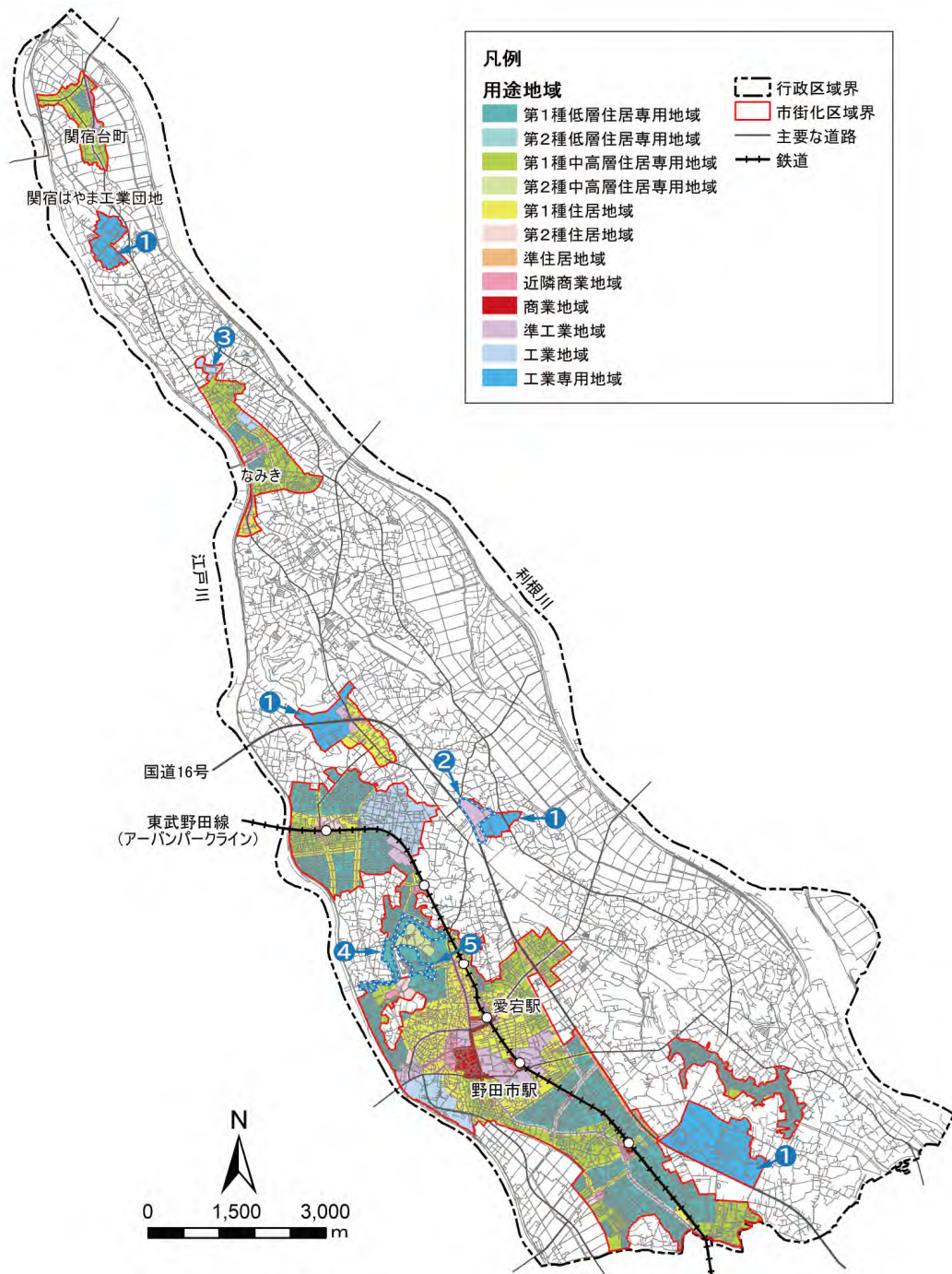
■ 居住誘導区域の対象区域（最大エリア）から除外する住宅の建築が制限されている区域及び居住の誘導がふさわしくない区域図

<住宅の建築が制限されている区域>

- ① 工業専用地域
- ② 地区計画の「建築物等の用途の制限」により住宅等の建築を制限している区域

<住宅の建築は制限されていないが、居住の誘導にふさわしくない区域>

- ③ 工業地域の一部
- ④ 座生川の調節池
- ⑤ 特別用途地区

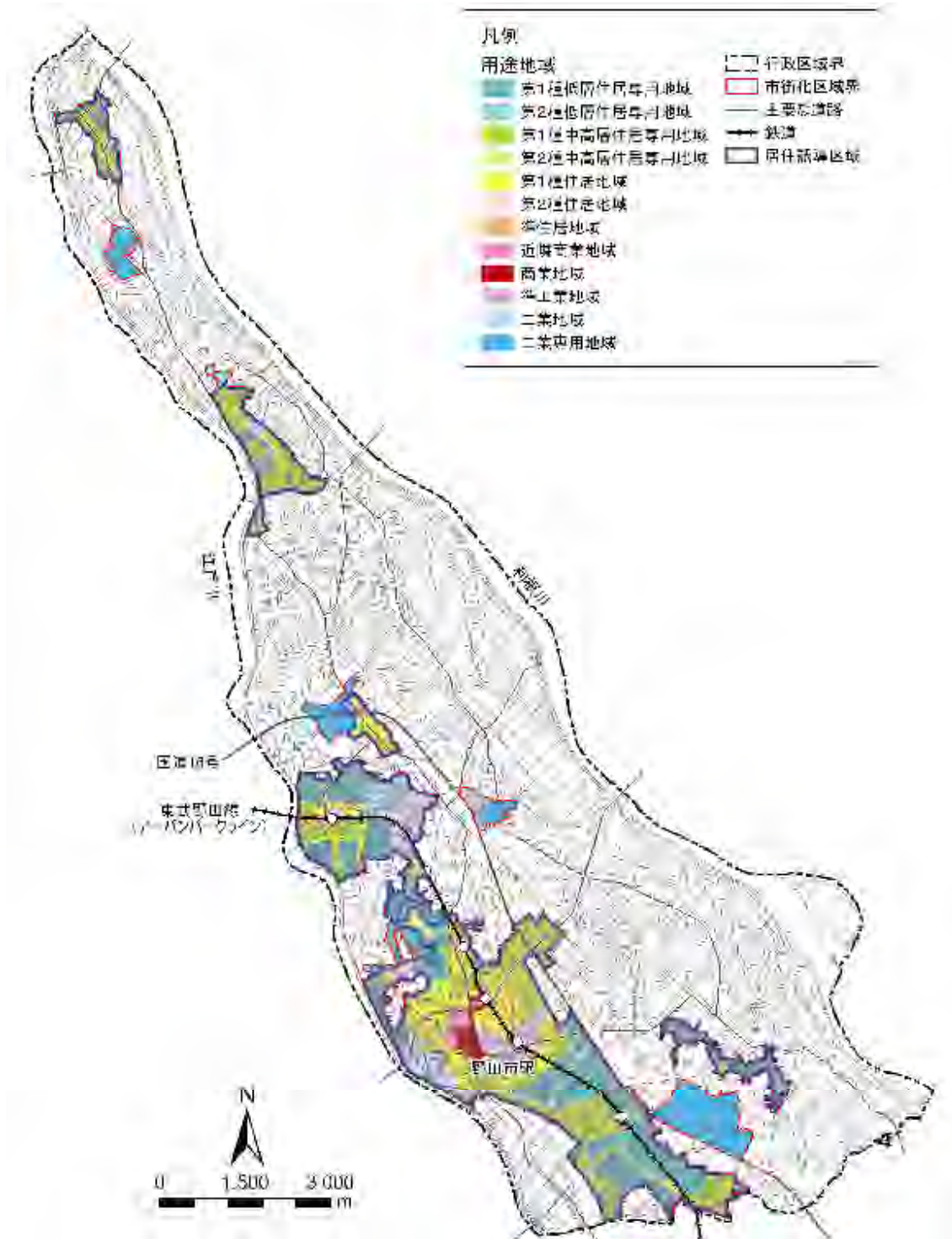


- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 資料編

(2) 居住誘導区域の設定

本市の居住誘導区域は、前項の「(1) 居住誘導区域の設定方法」を踏まえ、以下のとおり設定します。原則として、用途地域界・地区計画区域界、地形・地物等を境界とします。

■ 居住誘導区域





都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

(1) 都市機能誘導区域の望ましい区域像

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像が以下のとおり示されています。

望ましい区域像

都市機能誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

- ・各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ・主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

[出典：立地適正化計画の手引き 令和6年（2024年）4月改訂（国土交通省）]

(2) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

国土交通省の「都市計画運用指針」では、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域が以下のとおり示されています。

定めることが考えられる区域

- 基本的な考え方
 - ・一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの
 - ・原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの
 - ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき
- 定めることが考えられる区域
 - ・鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 都市機能誘導区域の規模
 - ・一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

本市では、都市計画運用指針の「定めることが考えられる区域」である、都市機能が一定程度充実している区域及び、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域を「生活拠点」として定めます。

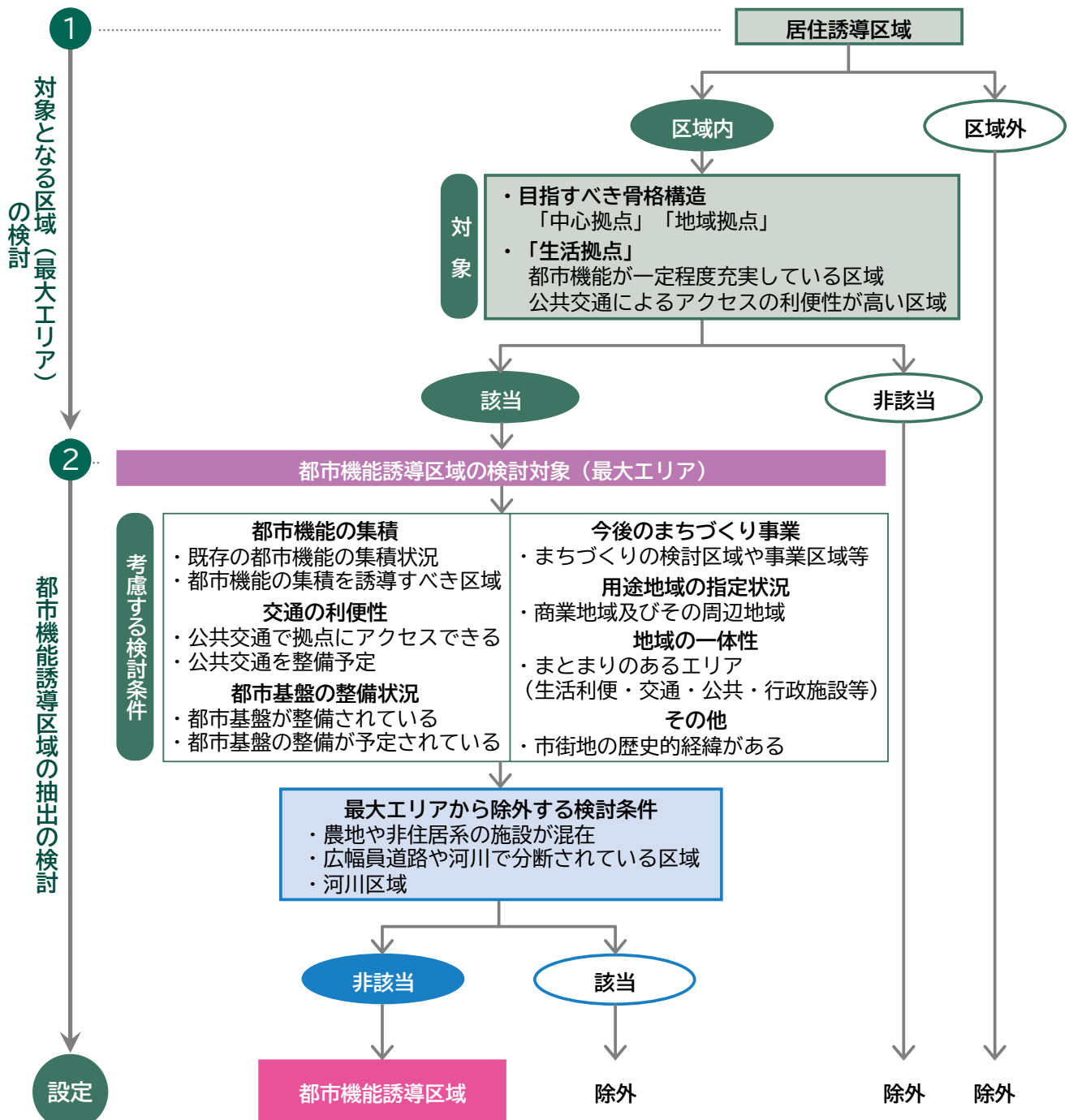


5-2 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域の設定方法

都市機能誘導区域の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 都市機能誘導区域の設定に向けた検討フロー図



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

1 都市機能誘導区域の対象となる区域（最大エリア）の検討

本市における都市機能誘導区域の設定に当たり、居住誘導区域のうち目指すべき骨格構造の「中心拠点」「地域拠点」と、都市機能が一定程度充実している区域及び、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域である「生活拠点」を都市機能誘導区域の対象となる区域（最大エリア）とします。

■ 都市機能誘導区域の検討対象（最大エリア）図





2 都市機能誘導区域の抽出の検討

都市機能誘導区域の検討対象（最大エリア）を対象に、本市で定める圏域を基準とし、都市機能の集積や交通の利便性、都市基盤の整備状況、今後のまちづくり事業や用途地域の指定状況、地域の一体性等を考慮しつつ、用途地域界や道路、河川等の地形地物を境界として都市機能誘導区域を抽出します。

なお、本市の都市機能誘導区域の圏域[※]の考え方は、以下のとおり設定します。

圏域の考え方

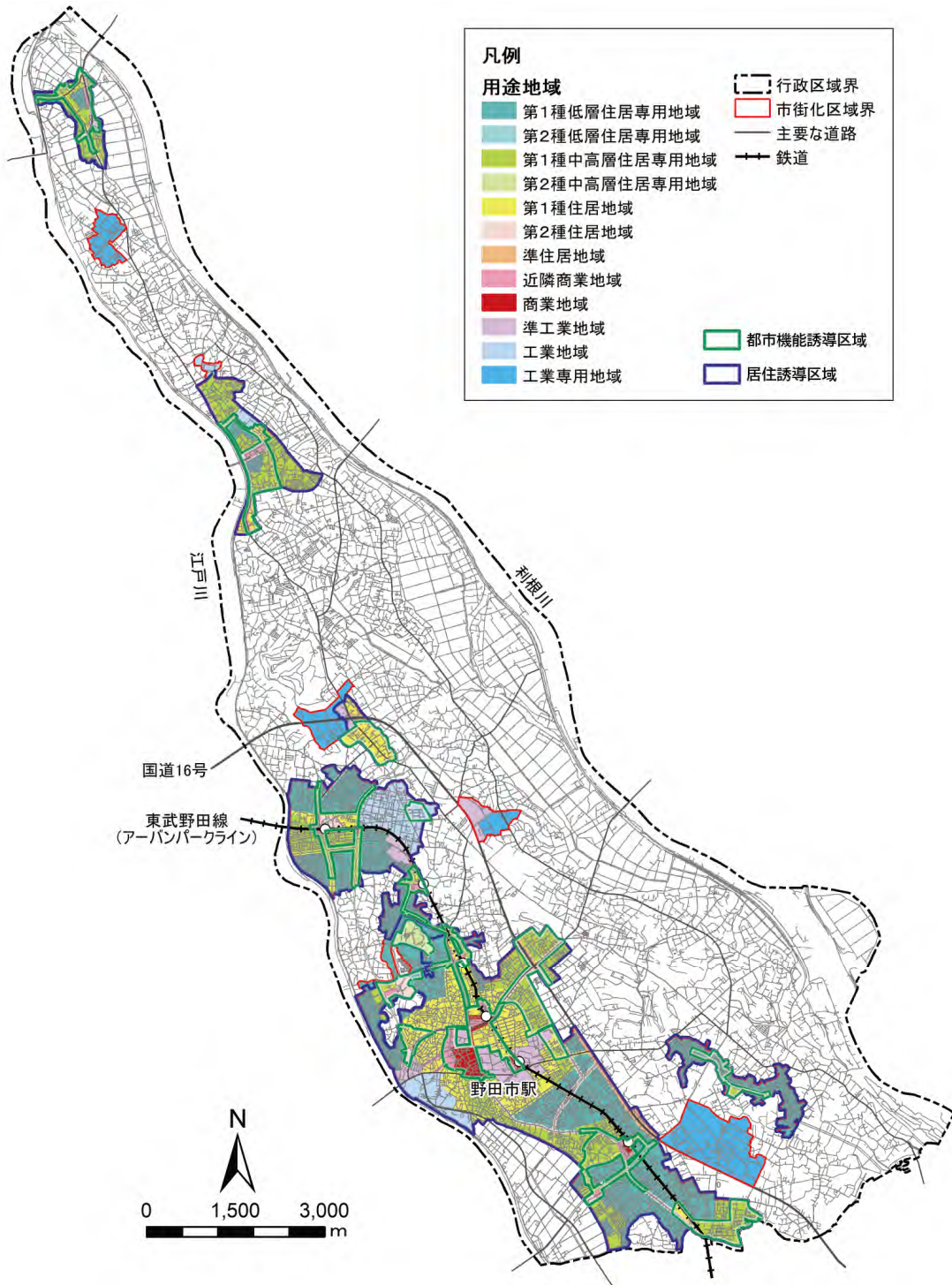
- ・ 駅の徒歩圏 : 半径 800m圏
- ・ バスターミナルの徒歩圏 : 半径 800m圏
- ・ 役所の徒歩圏 : 半径 800m圏
- ・ 役所以外の公共施設の徒歩圏 : 半径 500m圏
- ・ バス停の徒歩圏 : 半径 300m圏

※ 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（平成30年（2018年）7月）」の一般的な徒歩圏 半径800m、バス停の徒歩圏 半径300m、高齢者の一般的な徒歩圏 半径500mを基に設定。

(2) 都市機能誘導区域の設定

本市の都市機能誘導区域は、前項の「(1) 都市機能誘導区域の設定方法」を踏まえ、以下のとおり設定します。

■ 都市機能誘導区域

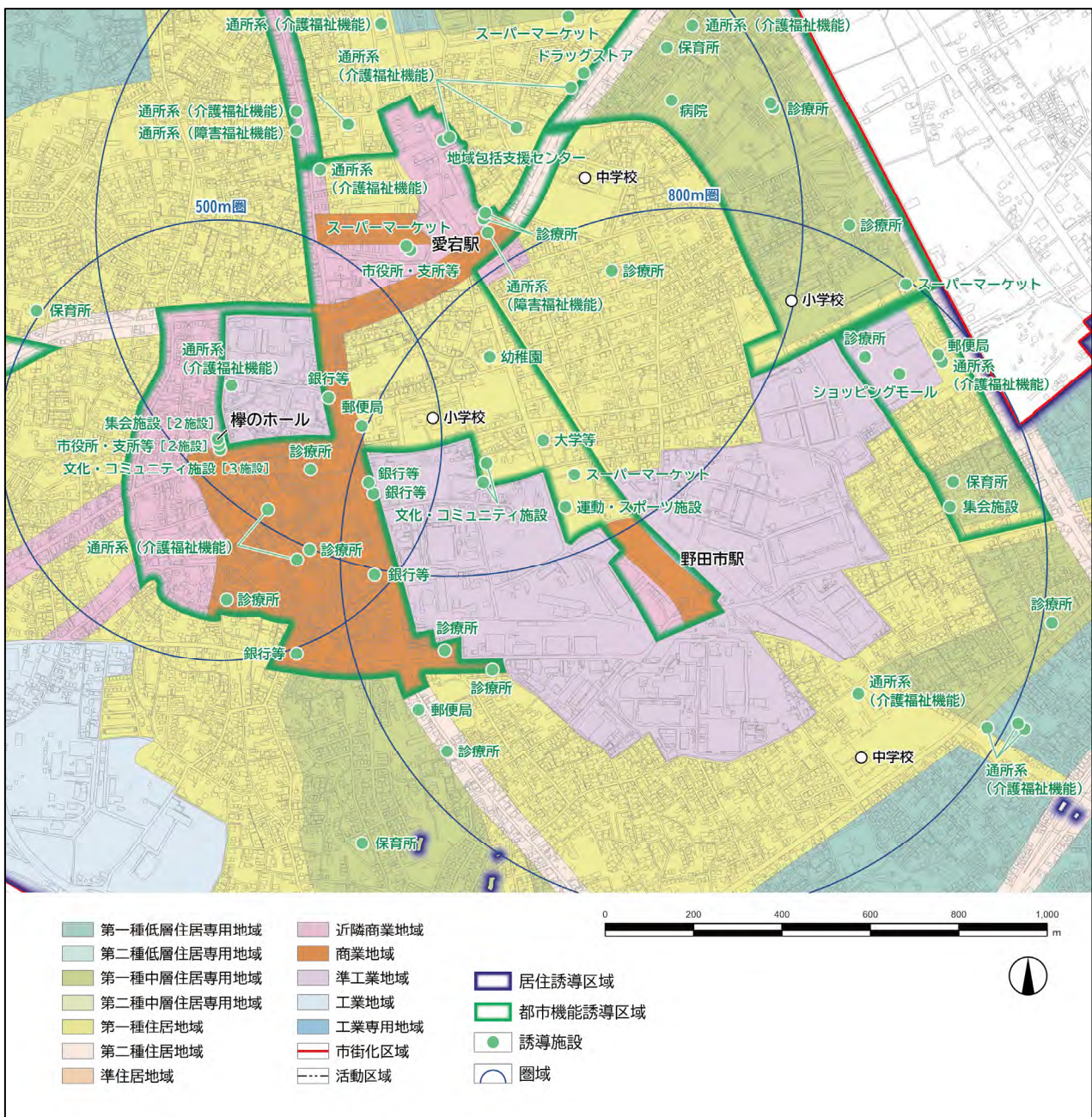




1 野田市駅・愛宕駅周辺エリア

野田市駅・愛宕駅周辺エリアは、醤油産業によって形成された、多種多様な都市機能が集積する本市の中心市街地です。一方で、空き店舗・未利用地による市街地の空洞化が進んでいることから、都市機能の維持・誘導が必要となっています。そのため、本市の顔となる野田市駅、愛宕駅、樺のホールを一体的に都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（野田市駅・愛宕駅周辺エリア）

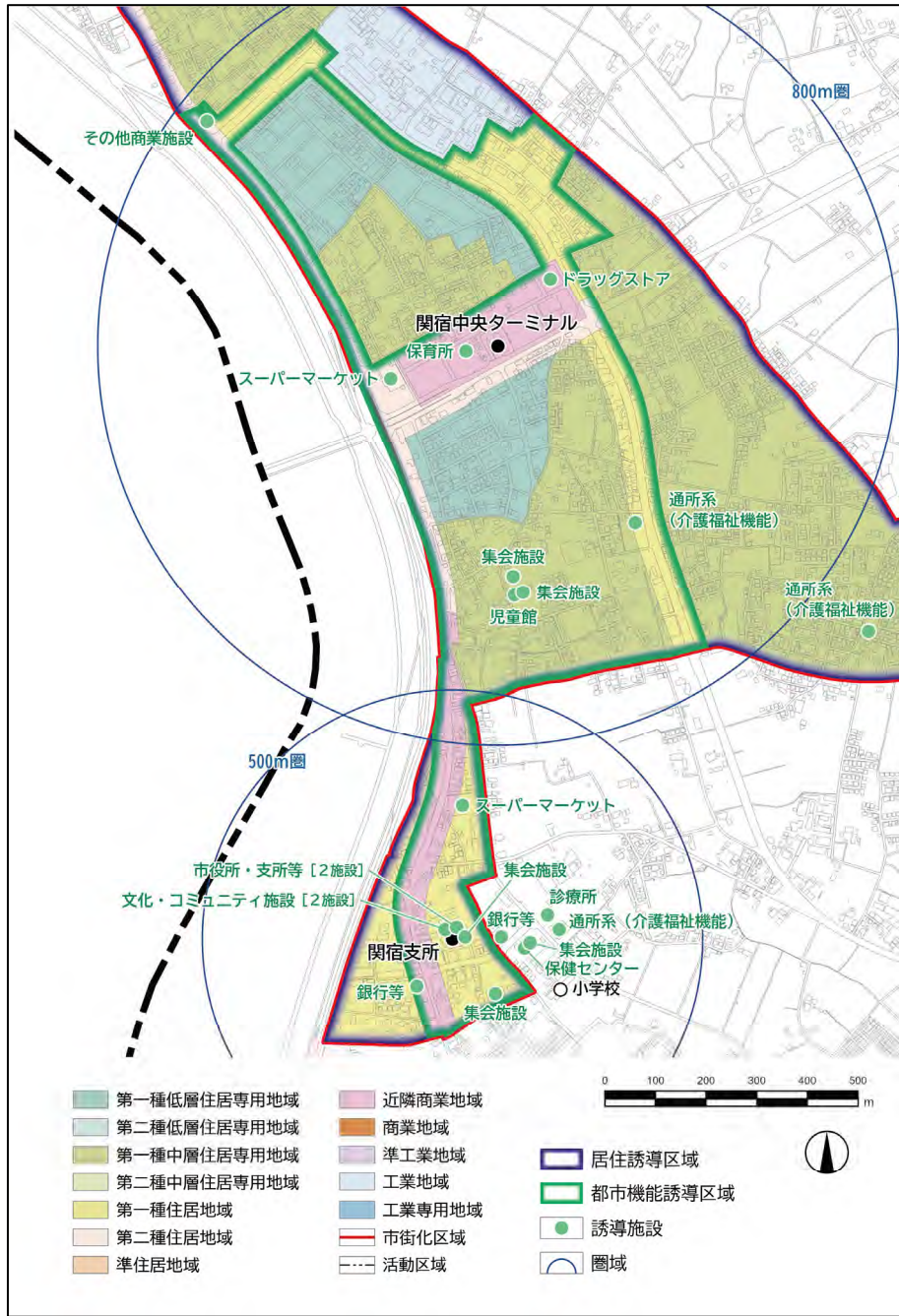


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

2 関宿支所・なみき周辺エリア

関宿支所周辺エリアは、古くは江戸川水運の拠点として栄え、旧関宿町役場を中心に行政、文化、金融機能が集積しています。また、なみき周辺エリアは、土地区画整理事業によって都市基盤が整備され、子育て、商業機能が立地しています。それぞれのエリアは隣接し、互いに不足する機能を補っていることから、今後も連携を強化しつつ、都市機能の維持・誘導が必要となります。そのため、関宿支所周辺となみき周辺を一定的に都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（関宿支所・なみき周辺エリア）

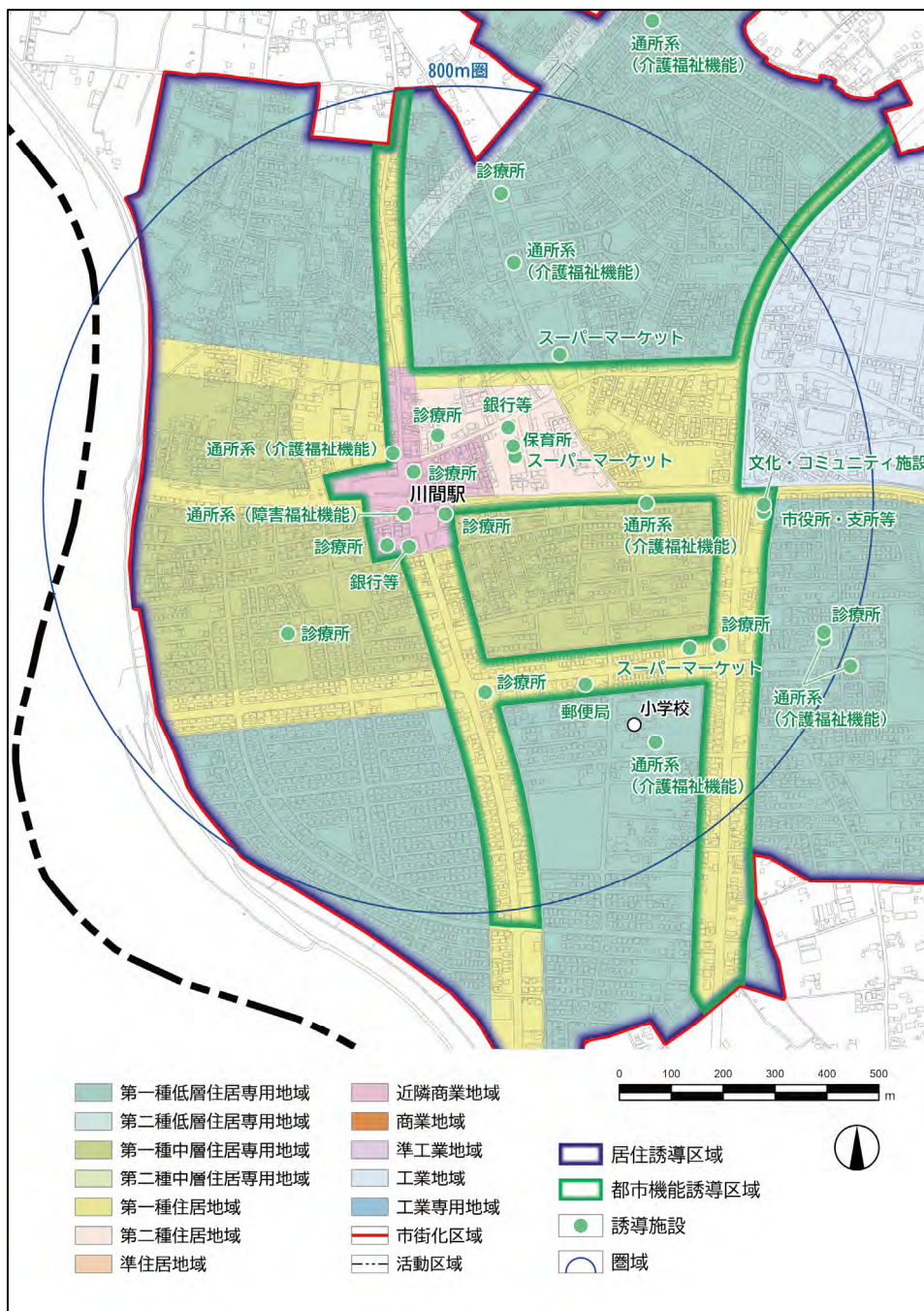




3 川間駅周辺エリア

川間駅周辺エリアは、土地区画整理事業によって都市基盤が整備され、川間駅や幹線道路沿道を中心に多種多様な都市機能が立地しています。若い世代を呼び込むためには、これらの既存の都市機能を維持しつつ、若い世代のニーズに合わせた新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、川間駅周辺や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

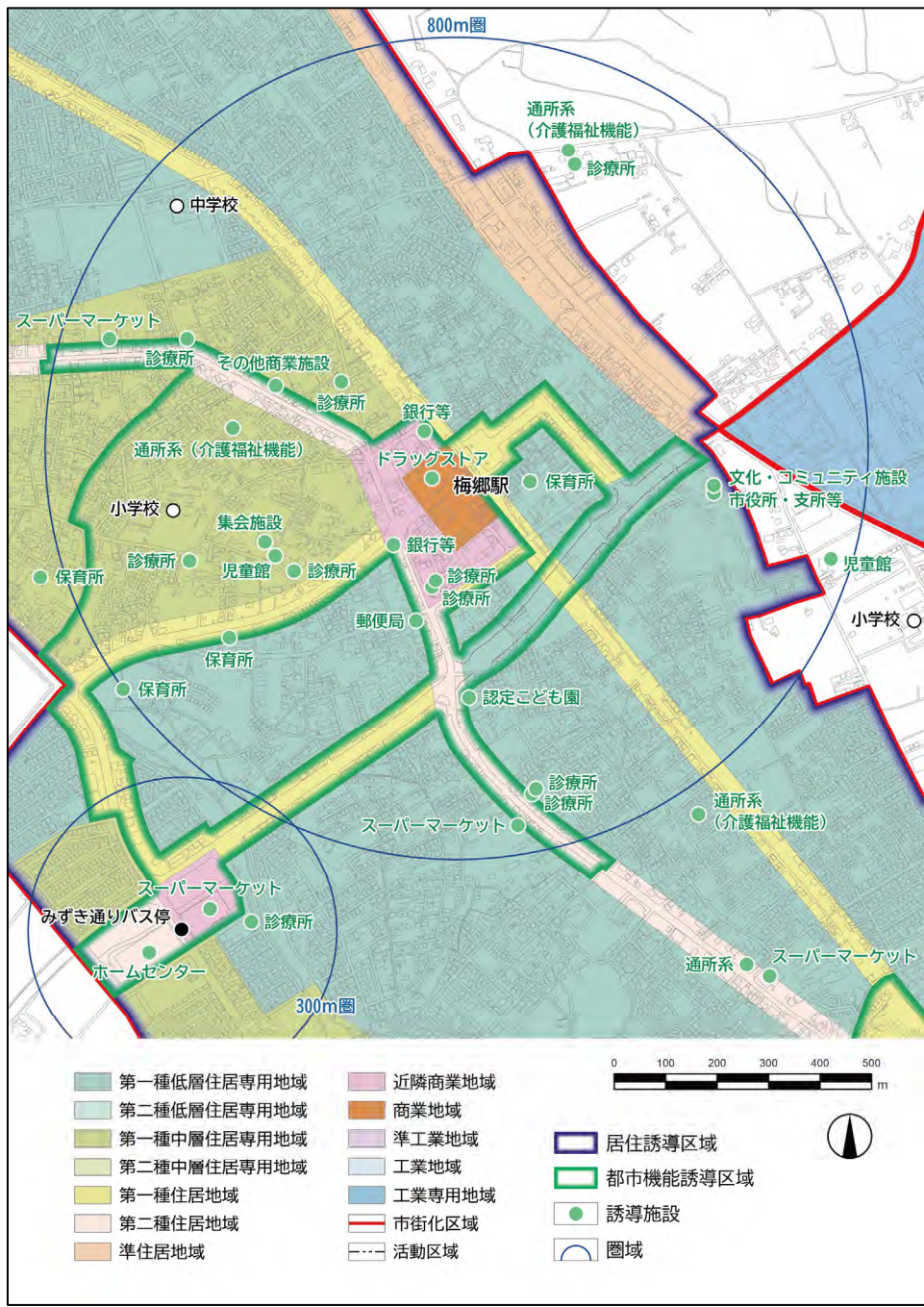
■ 都市機能誘導区域（川間駅周辺エリア）



4 梅郷駅周辺エリア

梅郷駅周辺エリアは、古くは日光街道東往還道の宿場町として形成され、現在は梅郷駅や幹線道路沿道に医療、介護福祉、子育て、商業、金融等の都市機能が立地しています。一方で、土地区画整理事業によって一体的に開発されたみずき周辺に商業機能が集積しており、みずき周辺の都市機能と連携しつつ、梅郷駅前への都市機能の維持・誘導が必要となっています。そのため、梅郷駅周辺とみずき周辺を一体的に都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（梅郷駅周辺エリア）

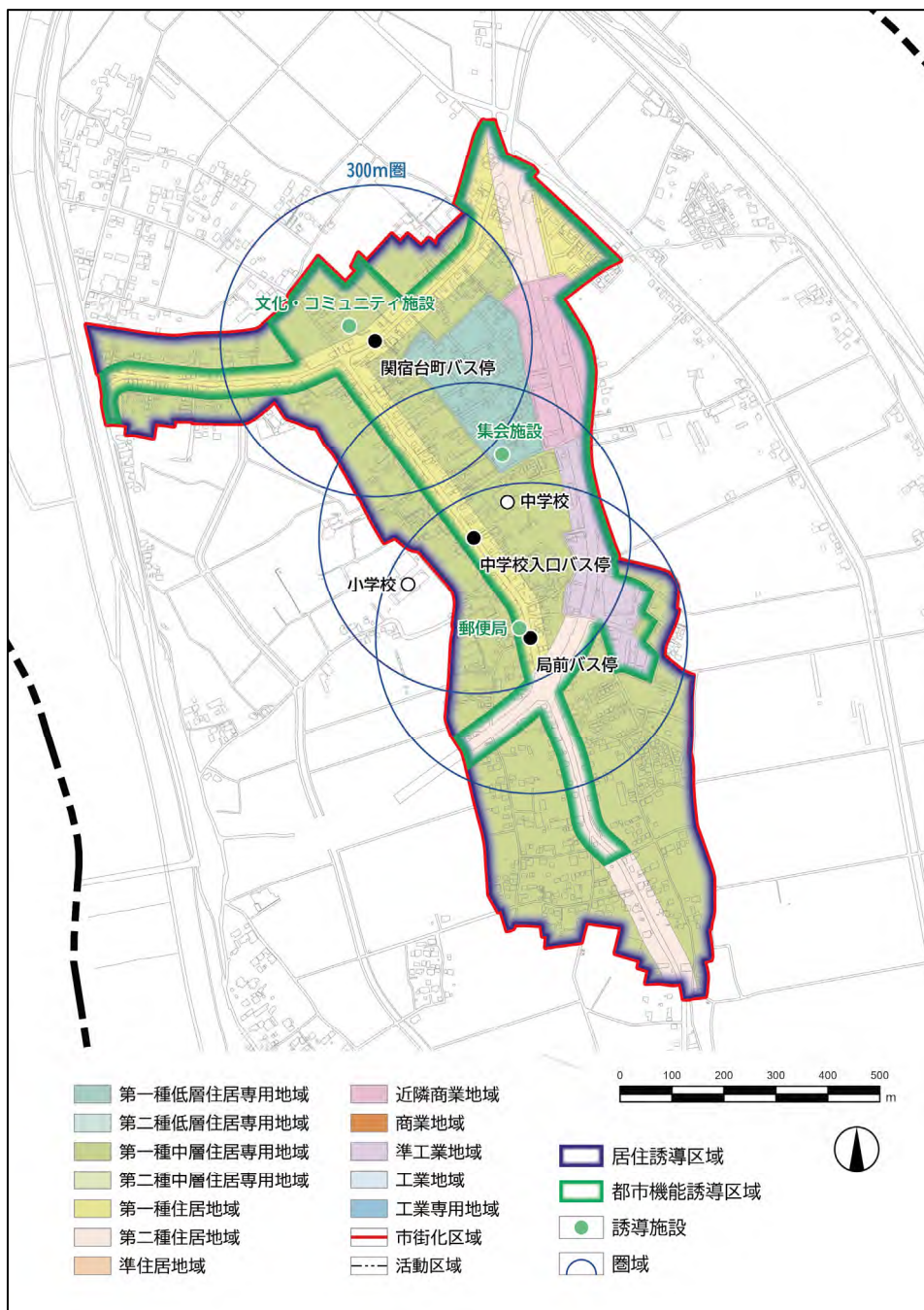




5 関宿台町周辺エリア

関宿台町周辺エリアは、古くは関宿城の城下町や江戸川水運の河港町として栄え、現在では文化、金融機能が立地しています。一方で、生活に必要な医療、介護福祉、子育て、商業機能が不足していることから、鈴木貫太郎記念館を活用した都市機能の誘導やバス路線のサービス水準の維持・向上が必要となっています。そのため、関宿台町周辺を都市機能誘導区域として設定します。

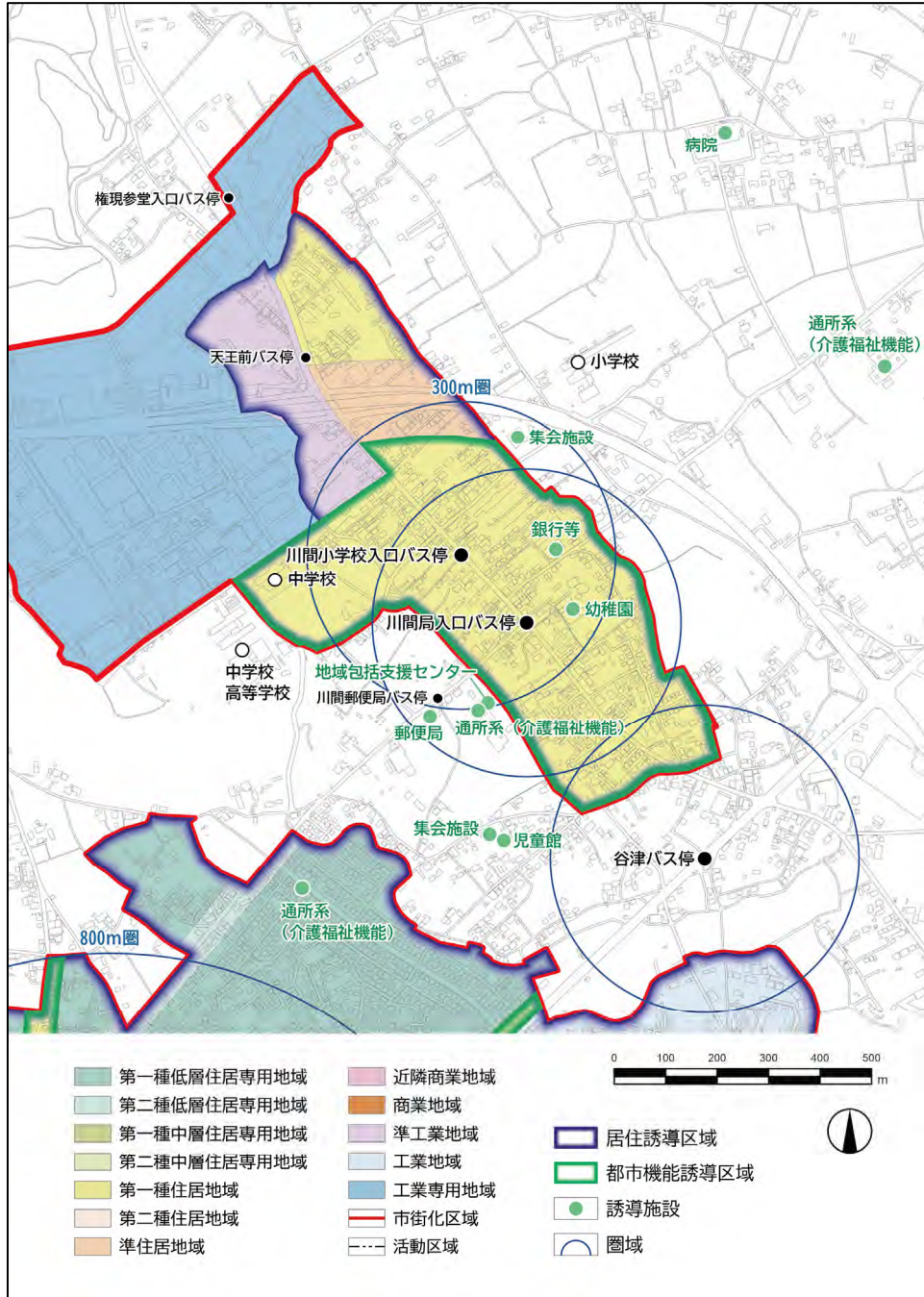
■ 都市機能誘導区域（関宿台町周辺エリア）



6 中里周辺エリア

中里周辺エリアは、古くは日光街道東往還道の宿場町として形成され、現在は工業団地に隣接し、子育て、金融機能が立地するとともに、周辺の市街化調整区域には介護福祉、文化、金融機能が立地しています。今後も居住誘導区域の生活利便性の向上を図るためには、徒歩圏内への都市機能の集積が必要となります。そのため、中里周辺を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（中里周辺エリア）

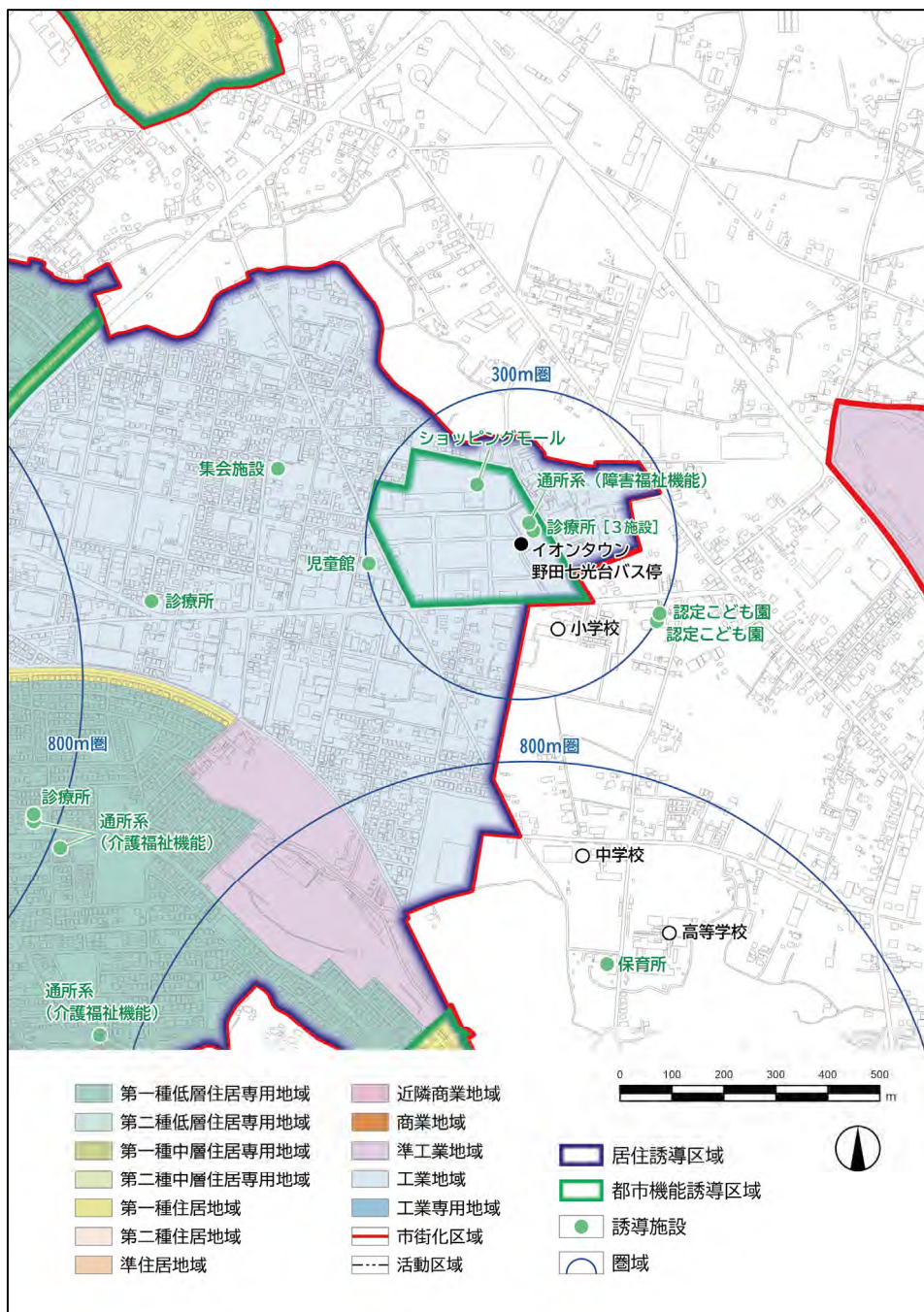




7 七光台イオンタウン周辺エリア

七光台イオンタウン周辺エリアは、大規模商業施設用地として一体的に開発され、医療、商業機能が立地するとともに、周辺には子育て機能が立地しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持していくことが必要となります。そのため、七光台イオンタウン周辺を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（七光台イオンタウン周辺エリア）

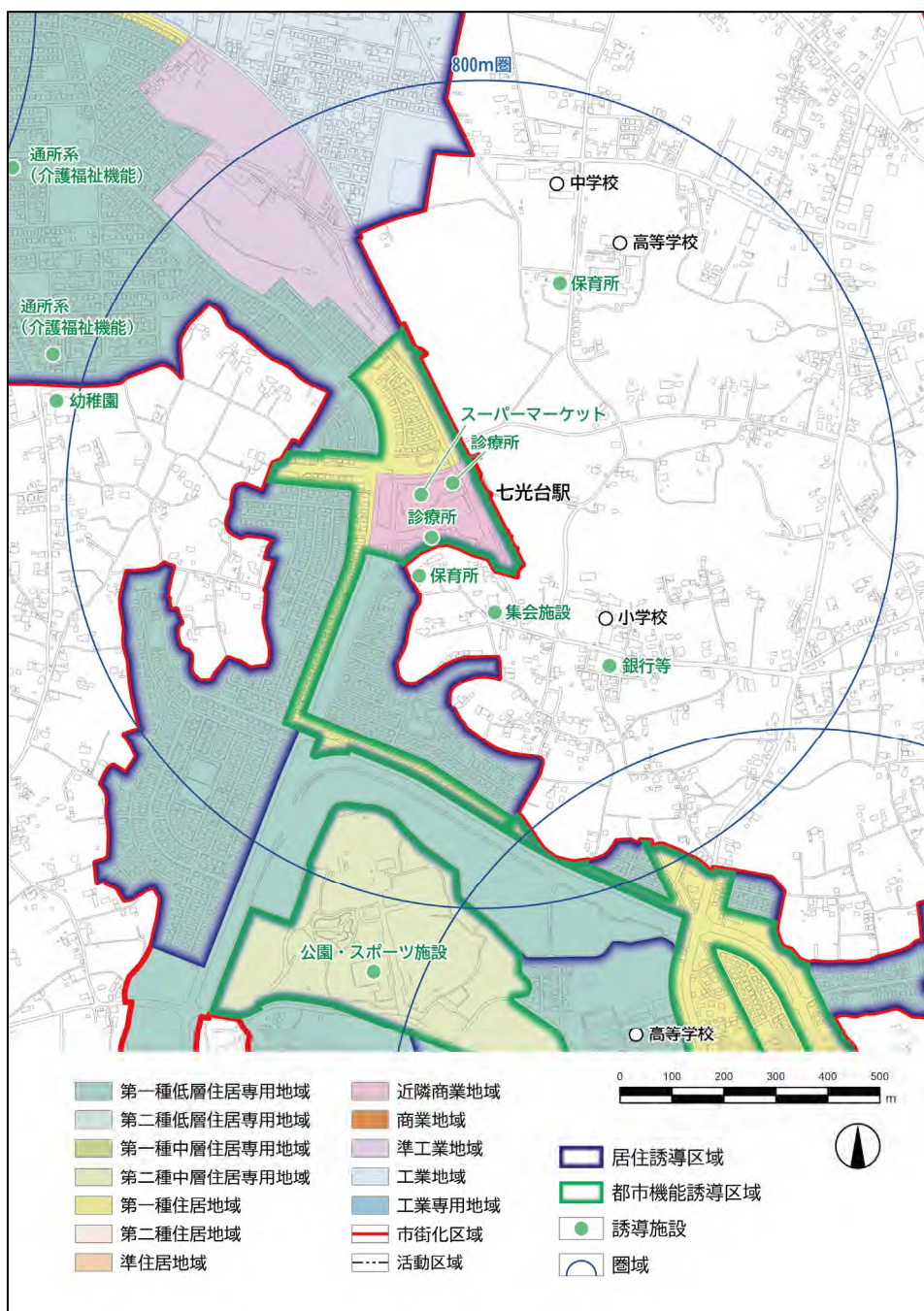


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

8 七光台駅周辺エリア

七光台駅周辺エリアは、近年の土地区画整理事業によって良好な住宅地が形成されるとともに、駅前に医療、商業機能等が立地しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持しつつ、新たな商業機能の誘導が必要となっています。そのため、七光台駅周辺や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（七光台駅周辺エリア）

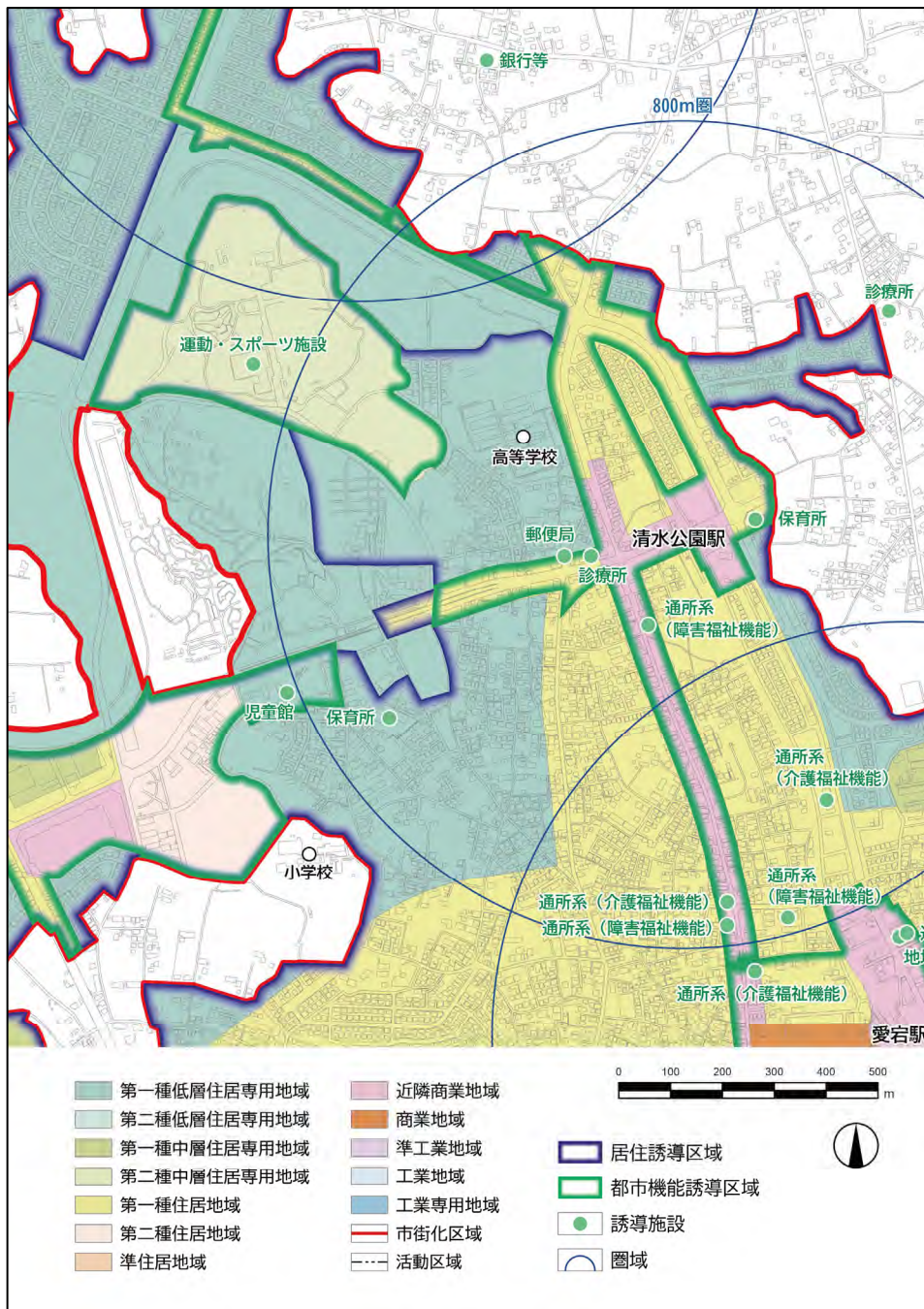




9 清水公園駅周辺エリア

清水公園駅周辺エリアは、野田市総合公園や清水公園の玄関口となっており、近年の土地区画整理事業によって良好な住宅地が形成されています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の運動・スポーツ施設を活用しつつ、清水公園駅の周辺や幹線道路沿道への新たな商業機能の誘導が必要となっています。そのため、清水公園駅周辺と運動・スポーツ施設を一体的に都市機能誘導区域として設定します。

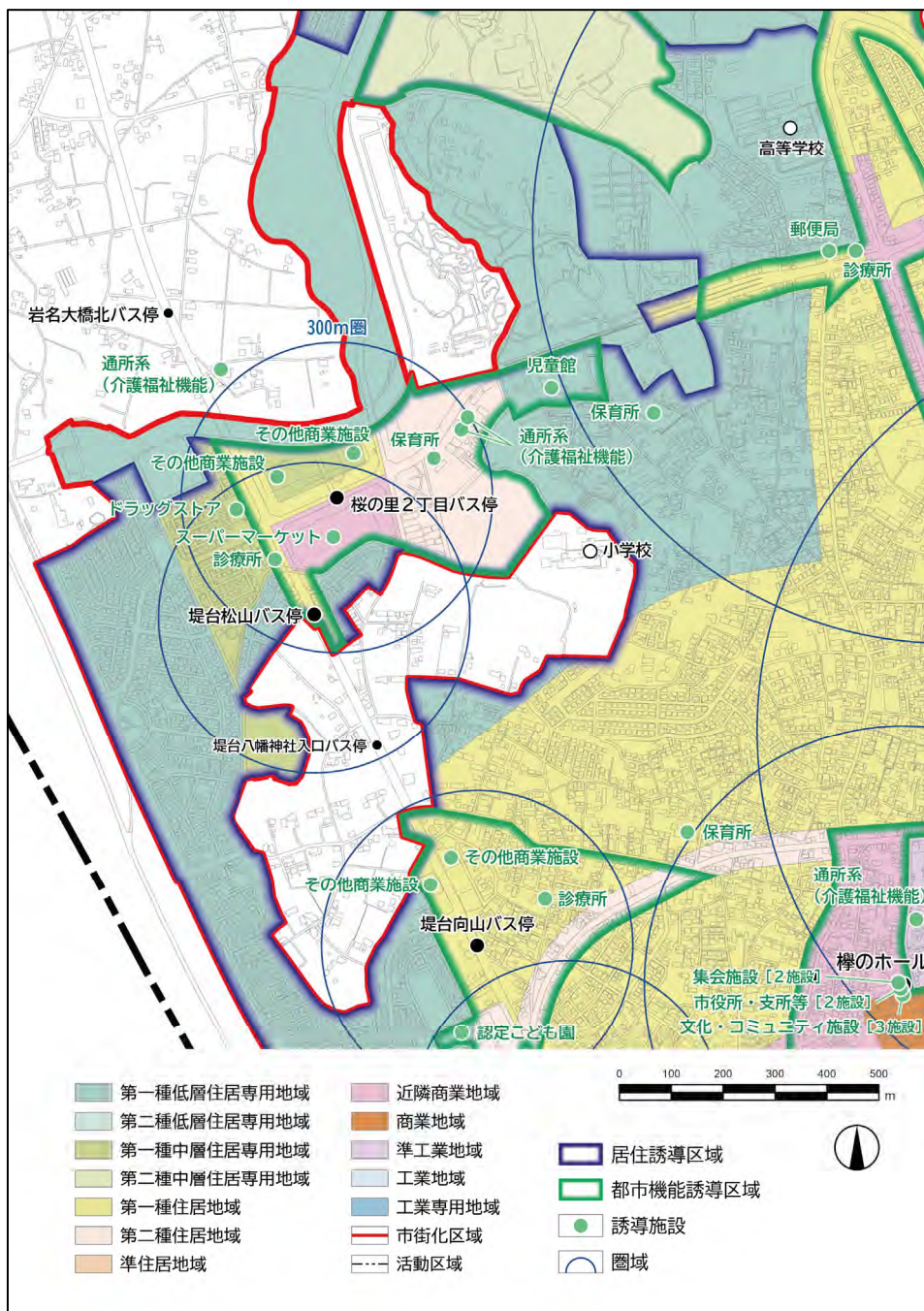
■ 都市機能誘導区域（清水公園駅周辺エリア）



10 桜の里周辺エリア

桜の里周辺エリアは、土地区画整理事業によって都市基盤が整備され、幹線道路沿道を中心に医療、子育て、商業等の都市機能が集積しています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持していくことが必要となります。そのため、桜の里周辺の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（桜の里周辺エリア）





11 つつみ野周辺エリア

つつみ野周辺エリアは、幹線道路沿道に一定の医療、介護福祉、子育て、商業機能が集積しており、周辺には良好な住宅地が形成されています。今後も生活利便性の維持・向上を図るためには、既存の都市機能を維持しつつ、新たに商業機能の誘導が必要となります。そのため、つつみ野周辺の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

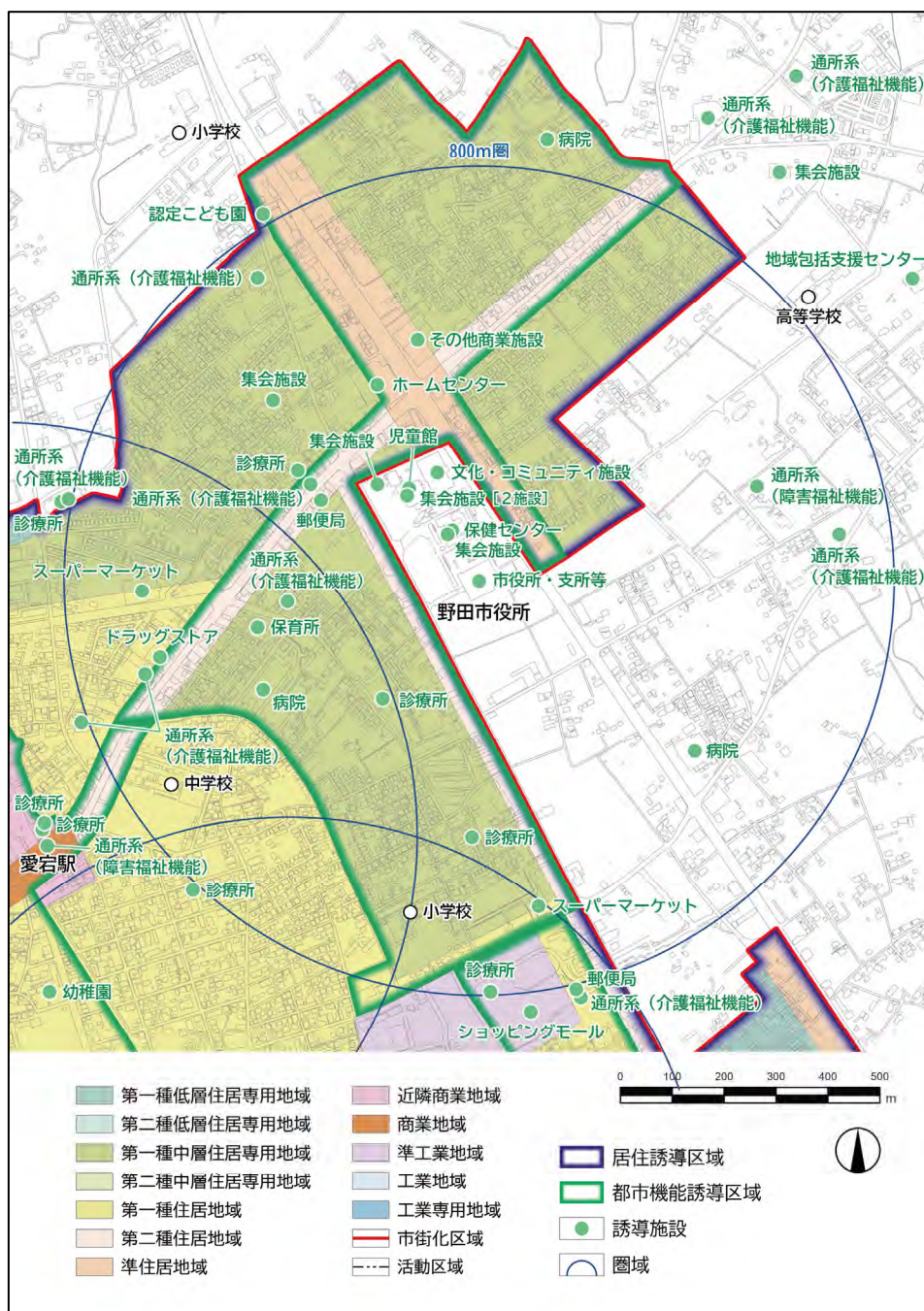
■ 都市機能誘導区域（つつみ野周辺エリア）



12 野田市役所周辺エリア

野田市役所周辺エリアは、本市の行政機能の拠点である野田市役所を中心に、医療、商業、金融機能が集積しています。野田市役所周辺の行政、文化機能は市街化調整区域に立地しているものの、これらと連携した都市機能の維持・誘導が必要となっています。そのため、野田市役所周辺の市街化区域を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（野田市役所周辺エリア）

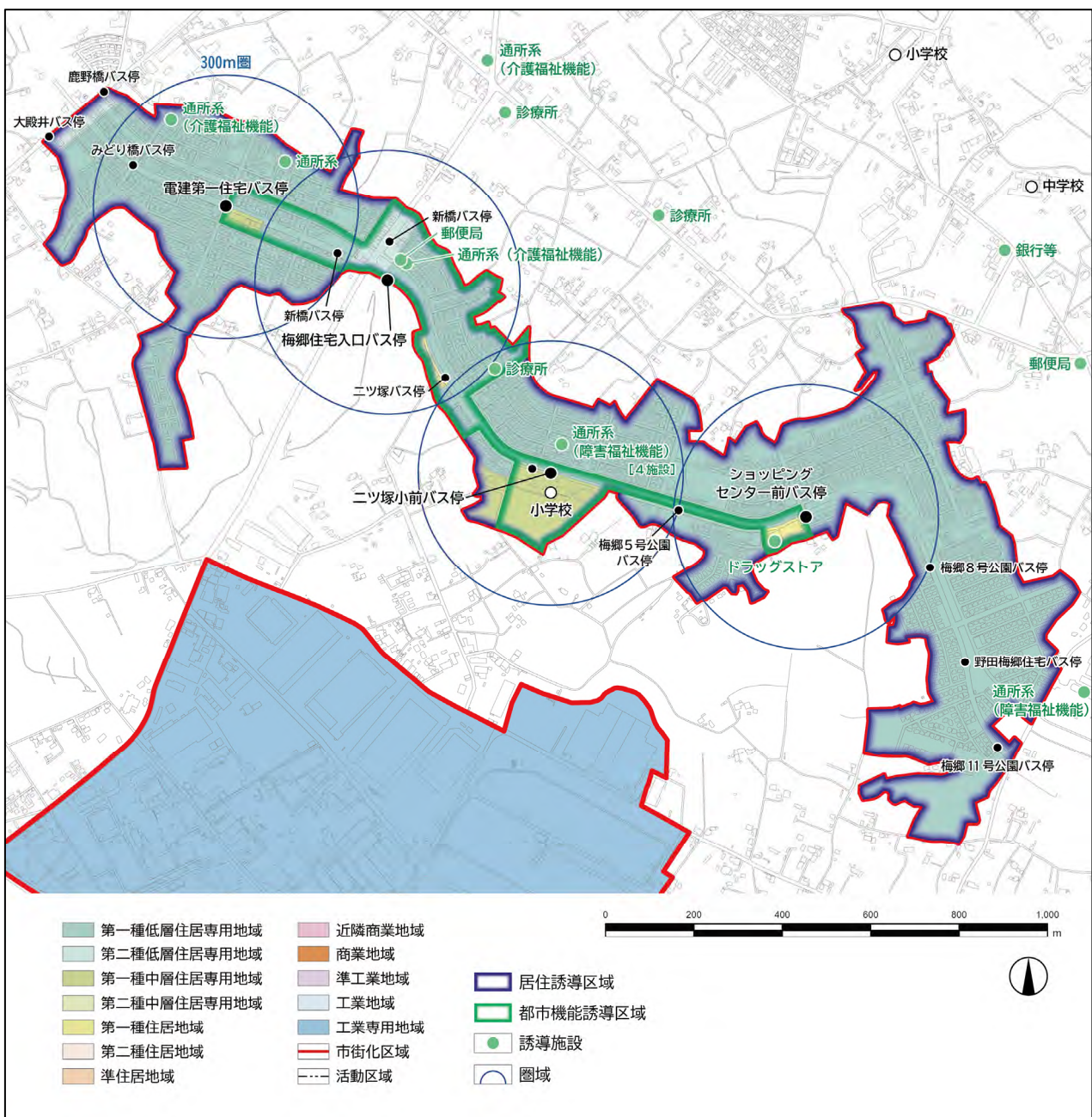




13 しらさぎ通り周辺エリア

しらさぎ通り周辺エリアは、民間宅地開発により一定の都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されています。一方で、子育て、商業機能が不足しており、既存の医療、介護福祉、金融等の都市機能を維持しつつ、若い世代を呼び込むための新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、しらさぎ通り周辺の既存の都市機能が立地する区域や幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（しらさぎ通り周辺エリア）

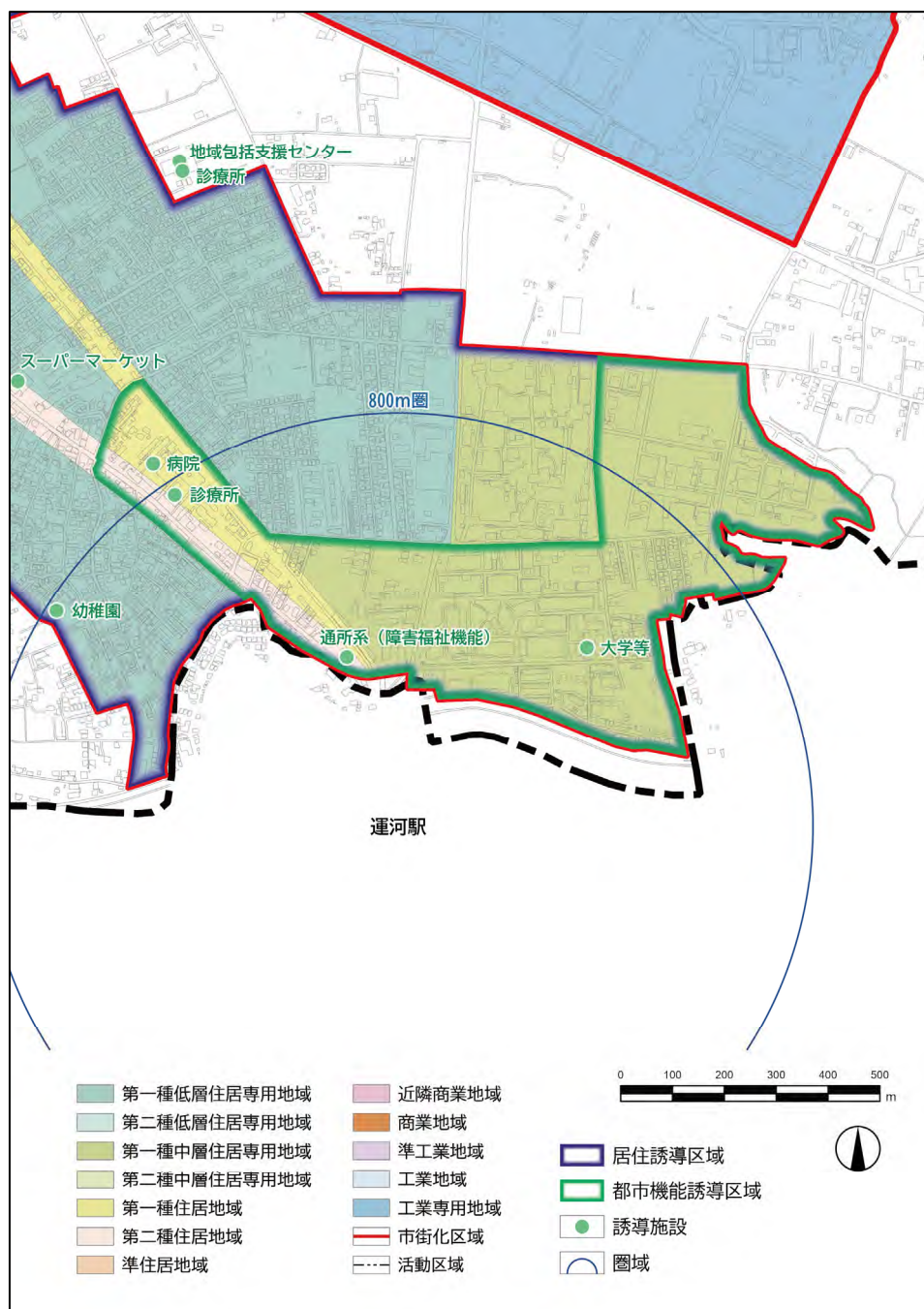


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

14 運河駅周辺エリア

運河駅周辺エリアは、流山市内の運河駅に近接し、病院や大学キャンパス等の医療、教育機能が立地しています。一方で、運河駅の周辺や幹線道路沿道には商業機能は不足しており、大学キャンパスの立地を活かしつつ、若い世代のニーズに合わせた新たな都市機能の誘導が必要となっています。そのため、大学キャンパスや幹線道路沿道を都市機能誘導区域として設定します。

■ 都市機能誘導区域（運河駅周辺エリア）





5-3 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに定める立地を誘導すべき都市機能増進施設※です。

(1) 誘導施設の基本的な考え方

国土交通省の「都市計画運用指針」では、誘導施設の基本的な考え方が以下のとおり示されています。

基本的な考え方

- ・誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。
- ・この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

(2) 誘導施設の設定

国土交通省の「都市計画運用指針」では、誘導施設の設定の考え方が以下のとおり示されています。

誘導施設の設定

- ・誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- 等を定めることが考えられる。

[出典：都市計画運用指針 第12版 令和6年（2024年）3月（国土交通省）]

※ 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。

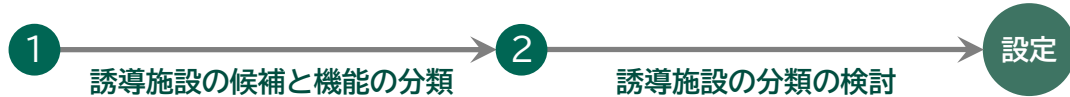


5-4 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方法

誘導施設の設定は、前項の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり検討を行います。

■ 誘導施設の設定に向けた検討フロー図



1 誘導施設の候補と機能の検討

誘導施設の設定に当たり、本市の都市機能誘導区域内において、市民の利便性を図るために必要な誘導施設の候補を抽出し、各誘導施設の候補が有する機能を整理します。

なお、各誘導施設の機能は、中心拠点に集約することが望ましい「中心機能」と、地域・生活拠点ごとに配置することが望ましい「地域・生活機能」の2つに分類します。

■ 誘導施設の候補と機能

| 分類 | 誘導施設候補 施設 | 機能 | |
|--------|--------------|------|---------|
| | | 中心機能 | 地域・生活機能 |
| 行政機能 | 市役所・支所等 | ○ | — |
| 医療機能 | 病院 | ○ | — |
| | 診療所 | ○ | ○ |
| 介護福祉機能 | 地域包括支援センター | ○ | ○ |
| | 通所系 | ○ | ○ |
| 障害福祉機能 | 通所系 | ○ | ○ |
| 子育て機能 | 幼稚園・保育所等 | ○ | ○ |
| | 児童館 | ○ | ○ |
| 教育機能 | 大学等 | ○ | — |
| 文化機能 | 文化・コミュニティ施設 | ○ | ○ |
| | 運動・スポーツ施設 | ○ | ○ |
| 商業機能 | ショッピングモール | ○ | — |
| | スーパーマーケット | ○ | ○ |
| | ホームセンター | ○ | ○ |
| | ドラッグストア | ○ | ○ |
| | その他商業施設 | ○ | ○ |
| 金融機能 | 銀行等 | ○ | — |
| | 郵便局 | ○ | ○ |

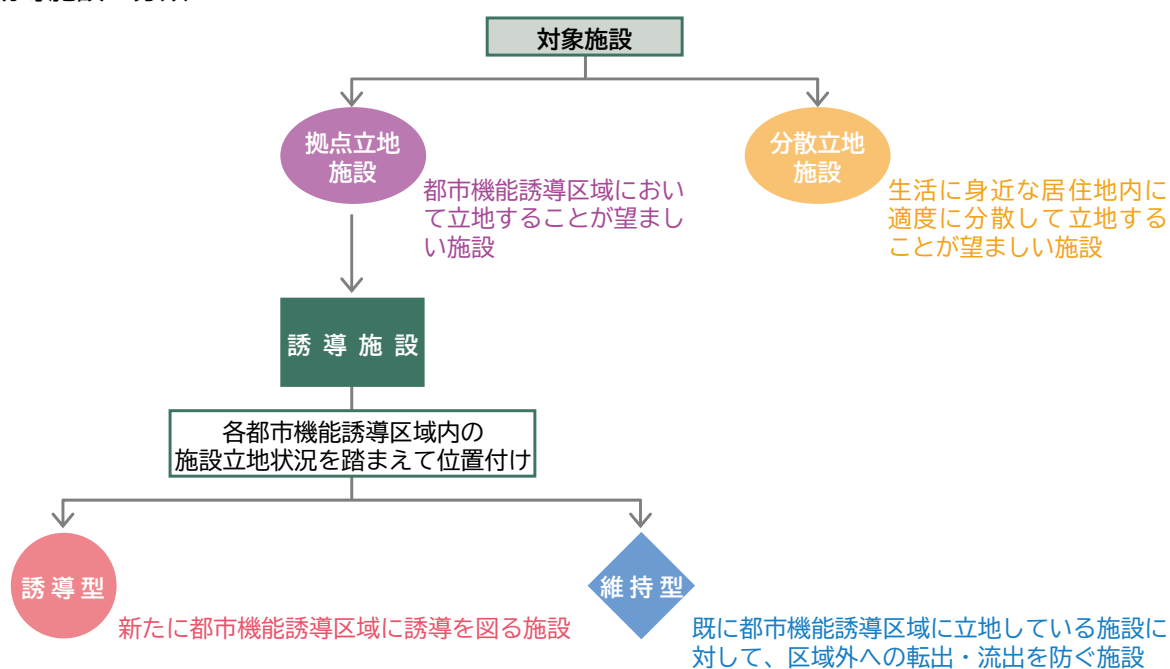


2 誘導施設の分類の検討

各都市機能誘導区域の特性に応じた誘導施設の設定を行うため、前項で整理した都市機能誘導区域に必要な誘導施設候補と機能を基に、誘導施設候補を都市機能誘導区域において立地することが望ましい「拠点立地施設」と、生活に身近な居住地内に適度に分散して立地することが望ましい「分散立地施設」に分類します。

さらに、拠点立地施設は、各都市機能誘導区域内の施設の立地状況を踏まえ、新たに都市機能誘導区域に誘導を図る「誘導型」の施設と、新たに都市機能誘導区域に誘導を図りつつ、既に都市機能誘導区域に立地している施設に対して、区域外への転出・流出を防ぐ「維持型」の施設に分類します。

■ 誘導施設の分類



(2) 誘導施設の設定

各都市機能誘導区域における誘導施設は、以下のとおり設定します。

■ 都市機能誘導区域における誘導施設

| 機能分類 | 施設 | 行政機能 | 医療機能 | | 介護福祉機能 | | 障害福祉機能 | 子育て機能 | | 教育機能 | 文化機能 | | 商業機能 | | | | | | 金融機能 | |
|------|----------------|---------|------|-----|------------|-----|--------|----------|-----|------|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|------------|------|-----|
| | | 市役所・支所等 | 病院 | 診療所 | 地域包括支援センター | 通所系 | 通所系 | 幼稚園・保育所等 | 児童館 | 大学等 | 文化・コミュニティ施設 | 運動・スポーツ施設 | ショッピングモール | スーパーマーケット | ホームセンター | ドラッグストア | その他商業施設 | コンビニエンスストア | 銀行等 | 郵便局 |
| 1 | 野田市駅・愛宕駅周辺エリア | ◆ | ● | ●◆ | ◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | - | ◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ▼ | ◆ | ◆ |
| 2 | 関宿支所・なみき周辺エリア | ◆ | ● | ● | - | ●◆ | ● | ●◆ | ◆ | - | ◆ | - | - | ●◆ | ● | ●◆ | ●◆ | ▼ | ◆ | - |
| 3 | 川間駅周辺エリア | ◆ | ● | ●◆ | - | ●◆ | ●◆ | ●◆ | - | - | ◆ | - | - | ●◆ | ● | ● | ● | ▼ | ◆ | ◆ |
| 4 | 梅郷駅周辺エリア | - | ● | ●◆ | - | ●◆ | ● | ●◆ | ◆ | - | - | - | - | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ●◆ | ▼ | ◆ | ◆ |
| 5 | 関宿台町周辺エリア | - | - | ● | - | ●◆ | ● | ● | - | - | ◆ | - | - | ● | - | ● | ● | ▼ | - | ◆ |
| 6 | 中里周辺エリア | - | - | ● | - | ● | ● | ● | - | - | - | - | - | ● | - | ● | ● | ▼ | - | - |
| 7 | 七光台イオンタウン周辺エリア | - | - | ●◆ | - | ● | ●◆ | ● | - | - | - | - | ◆ | - | - | - | - | ▼ | - | - |
| 8 | 七光台駅周辺エリア | - | - | ●◆ | - | ● | ● | ● | - | - | - | - | - | ●◆ | - | ● | ● | ▼ | - | - |
| 9 | 清水公園駅周辺エリア | - | - | ●◆ | - | ● | ●◆ | ●◆ | - | - | - | ◆ | - | ● | - | ● | ● | ▼ | - | ◆ |
| 10 | 桜の里周辺エリア | - | - | ●◆ | - | ●◆ | ● | ●◆ | ◆ | - | - | - | - | ●◆ | - | ● | ●◆ | ▼ | - | - |
| 11 | つつみ野周辺エリア | - | - | ●◆ | - | ● | ● | ◆ | - | - | - | - | - | ●◆ | - | ● | ●◆ | ▼ | - | - |
| 12 | 野田市役所周辺エリア | - | ◆ | ●◆ | - | ●◆ | ● | ●◆ | - | - | - | - | - | ●◆ | ◆ | ●◆ | ●◆ | ▼ | - | ◆ |
| 13 | しらすぎ通り周辺エリア | - | - | ●◆ | - | ●◆ | ● | ● | - | - | - | - | - | ● | - | ●◆ | ● | ▼ | - | ◆ |
| 14 | 運河駅周辺エリア | - | ◆ | ●◆ | - | ● | ●◆ | ● | - | ◆ | - | - | - | ● | - | ● | ● | ▼ | - | - |

●：拠点立地施設・誘導型（新たに都市機能誘導区域に誘導を図る施設）

◆：拠点立地施設・維持型（既に都市機能誘導区域に立地している施設に対して、区域外への転出・流出を防ぐ施設）

▼：分散立地施設（生活に身近な居住地内に適度に分散して立地することが望ましい施設）

-：設定なし

■：中心拠点

■：地域拠点

■：生活拠点



■ 都市機能誘導区域における誘導施設の定義

| 機能分類 | 施設 | 定義 |
|--------|-------------|---|
| 行政機能 | 市役所・支所等 | 地方自治法第4条第1項で規定する施設 |
| 医療機能 | 病院 | 医療法第1条の5第1項で規定する病院 |
| | 診療所 | 医療法第1条の5第2項で規定する診療所 |
| 介護福祉機能 | 地域包括支援センター | 介護保険法第115条の46で規定する地域包括支援センター |
| | 通所系 | 老人福祉法及び介護保険法で規定する施設であって、通所を目的とする施設 |
| 障害福祉機能 | 通所系 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条で規定する施設であって就労支援を目的とする施設 |
| | 子育て機能 | 幼稚園・保育所等 |
| 教育機能 | 児童館 | 児童福祉法第40条で規定する児童厚生施設 |
| | 大学等 | 学校教育法第1条に規定する大学 学校教育法第124条に規定する専修学校 |
| 文化機能 | 文化・コミュニティ施設 | 「野田市公共施設個別施設計画」に位置付けられた音楽、美術、演劇、舞踊等の文化芸術事業の催事を開催するための設備を有する施設及び学習機能や研修・交流機能等を有する施設、野田市立図書館設置条例で規定する図書館、博物館法第2条第1項で規定する博物館 |
| | 運動・スポーツ施設 | 運動やスポーツに関する施設（その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上） |
| 商業機能 | ショッピングモール | テナントとして多数の小売店舗が出店している形態が基本となっている総合的な商業施設で、店舗の用に供される床面積が10,000㎡以上の商業施設 |
| | スーパーマーケット | 大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設で、生鮮食料品を取り扱う施設 |
| | ホームセンター | 大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、主に住関連商品を取り扱う施設 |
| | ドラッグストア | 大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、主に医薬品や化粧品を中心とした健康及び美容に関する商品を取り扱う施設 |
| | その他商業施設 | 大規模小売店立地法第2条第2項で規定する店舗面積1,000㎡以上のスーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア以外の商業施設で、衣料品、家電、日用品に関する商品を取り扱う施設 |
| 金融機能 | 銀行等 | 銀行法第2条第1項で規定する銀行及び業協同組合法に基づく農業協同組合 |
| | 郵便局 | 日本郵便株式会社法第2条第4項で規定する郵便局 |

本市では、まちづくり方針の実現に向けて、居住誘導、都市機能誘導及び公共交通の観点から誘導施策を以下のように定めます。

■ 誘導施策一覧

- <凡例> ●：「野田市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」に関連する施策
 ◆：「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」に関連する具体的な方針
 ■：「野田市国土強靱化地域計画（令和2年3月）」に関連する施策
 ★：新たに国や市が独自で行う施策
 [] は施策や取組の番号を記載

| 誘導方針 | 誘導施策 |
|---|--|
| <p>居住誘導</p> <p>誘導方針1</p> <p>居住の誘導による地域の持続性の向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の充実と情報発信の強化〔6-3〕 ◆ 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保〔3-5(1)〕 ◆ 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援〔3-5(2)〕 ◆ まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出〔3-5(3)〕 ★ 居住者の利便に用を供する施設の整備 ★ 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助 ★ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 ★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用 |



| 誘導方針 | 誘導施策 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">都市機能誘導</p> <p style="text-align: center;">誘導方針2</p> <p style="text-align: center;">市街地における 都市機能の維持・充実による にぎわいの創出</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがいづくり〔2-1〕 ● 高齢者福祉サービスの充実〔2-1〕 ● 介護保険事業の充実〔2-1〕 ● 障がい者福祉の充実〔2-1〕 ● 子どもの健全育成の推進〔2-2〕 ● 安心できる子育て環境の整備〔2-2〕 ● 幼児教育・保育の推進〔2-2〕 ● 地域医療体制の充実〔2-3〕 ● 高齢者医療の充実〔2-3〕 ● 学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保〔3-1〕 ● 生涯学習の推進〔3-2〕 ● 生涯スポーツの推進〔3-2〕 ● ふれあい、交流の拠点づくり〔5-1〕 ● 地域コミュニティの強化〔5-1〕 ● 商業の魅力向上による商店街等の活性化〔6-1〕 ◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕 ◆ 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり〔3-7(2)〕 ◆ 教育環境の充実〔3-7(3)〕 ◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕 ◆ スポーツ文化活動の充実〔3-9(2)〕 ◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕 ◆ 市民活動を支える文化施設の充実〔3-9(4)〕 ★ 誘導施設に対する税制上の特例措置 ★ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ★ 誘導施設の整備 ★ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 ★ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策 ★ 市が保有する不動産の有効活用施策 ★ 医療・福祉施設等の建て替え等のための容積率等の緩和 ★ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 ★ 金融機関との連携による支援 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用（再掲） |

| 誘導方針 | 誘導施策 |
|---|---|
| <p data-bbox="199 600 403 651">公共交通</p> <p data-bbox="300 667 469 725">誘導方針3</p> <p data-bbox="217 757 560 835">交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路交通体系の整備〔4-2〕 ● 道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保〔4-2〕 ● 鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実〔4-3〕 ◆ 公共交通の充実〔3-2(1)〕 ◆ 交通結節点の機能強化〔3-2(2)〕 ◆ 骨格的な幹線道路の整備〔3-2(3)〕 ◆ 生活道路の整備〔3-2(4)〕 ◆ 歩行者・自転車ネットワークの整備〔3-2(5)〕 ◆ 人や環境にやさしい道路の整備〔3-2(6)〕 ◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕(再掲) ★ 歩行者空間の整備 ★ 公共交通に関する施設の整備 ★ 交通結節機能の強化・向上 ★ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用(再掲) |



6-2 誘導施策の取組内容

(1) 居住誘導に関する施策

誘導方針1 居住の誘導による地域の持続性の向上

● 生活環境の充実と情報発信の強化〔6-3〕

全ての勤労者が生きがいを持って安心して豊かでゆとりのある生活が送れるよう、雇用の安定や勤労者の福祉の充実を図ります。

また、消費生活セミナー及び出前講座等を通じて、市民への消費生活知識の普及を図るとともに、弁護士との相談体制を整備し、高度で専門的な消費生活相談の強化を図ります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。

さらに、野田市の魅力を市内外にPRするために、SNSの活用を始め、様々な手法により積極的な情報発信を行い、市への愛着などの醸成に取り組みます。

◆ 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保〔3-5(1)〕

既存の市営住宅の長期的・計画的な維持管理により長寿命化を図るとともに、民間施設の借上げ等による良質な住宅供給を図ります。

また、良質な民間賃貸住宅建設への支援や、昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅への耐震診断・耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。

さらに、マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図りつつ、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。

◆ 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援〔3-5(2)〕

住宅の段差解消等のバリアフリー化を図り、高齢者や障がいのある人等が住みやすい環境づくりを推進します。

また、働く女性のために福祉サービス（子供の保育など）を考慮した住宅供給・支援を推進します。

◆ まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出〔3-5(3)〕

土地区画整理事業により整備された住宅地は、良好な住環境の維持・充実を図りつつ、土地区画整理事業などによるまちづくりが行われる地区等は、地区計画制度などの導入により、みどり豊かで良好な住環境を誘導します。

また、生活に密着した道路の拡幅整備を推進し、便利で快適な住環境の創出を図ります。

さらに、保育需要の増加に伴い、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力を活用し、老朽化した公立保育所の運営方法の見直しを検討します。

★ 居住者の利便に用を供する施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

都市機能誘導区域へアクセスする道路の整備等により、居住者の利便に用を供する施設の整備を推進します。

★ 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助〔国の支援を受けて市が行う施策〕

居住誘導区域外から居住誘導区域内への移転者に対して、税制上の特例措置や補助金等の支援を推進します。

★ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置〔市が独自に講じる施策〕

居住誘導区域への住宅の立地誘導を図るため、家賃補助、住宅購入費補助等により、居住誘導区域内の住宅立地に対する支援措置を検討していきます。

★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置
〔市が独自に講じる施策〕

居住誘導区域外の災害の発生のおそれがある区域については、当該区域の居住者に対して災害リスクの分かりやすい説明や周知等を行い、居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕（再掲）

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。



(2) 都市機能誘導に関する施策

誘導方針2 市街地における都市機能の維持・充実によるにぎわいの創出

● 高齢者の生きがいがづくり〔2-1〕

高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいがづくりの拠点を整備するとともに、デジタル社会の変化に取り残されることがないように高齢者が安全にインターネットを利用し、安心して日常生活を送るための施策の推進を図ります。

また、少子高齢化が急速に進展し、人口減少や社会保障制度が見直される中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、生涯現役社会の実現に向けた就労支援を推進します。

さらに、高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、「新しい生活様式」を取り入れながら、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

● 高齢者福祉サービスの充実〔2-1〕

買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

● 介護保険事業の充実〔2-1〕

市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立や必要な財源を国の責任で確保することを要望するとともに、サービス水準維持のための弾力的な事業の実施を国に求めていく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防、権利擁護等に係る介護保険事業の充実を図ります。

● 障がい者福祉の充実〔2-1〕

障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の推進、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、各種の障がい福祉サービスに係る給付、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援及び障がい児支援といった課題の対応に取り組みます。多様な障がい特性に対する理解を深めるための取組、差別の解消、虐待の防止、円滑な意思疎通支援に取り組み、地域共生社会を推進します。

さらに、障がい児支援に係る給付のほか、医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう支援体制づくりを推進します。

● 子どもの健全育成の推進〔2-2〕

子育て支援や地域交流の拠点となる施設として新しい子ども館（野田市立児童センター）を整備します。運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い反映させるなど、市民主体の運営を目指します。

また、放課後における学童保育所の過密化解消や保育の質の向上など運営の充実を図ります。

● 安心できる子育て環境の整備〔2-2〕

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。学童保育所や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を子ども・子育て新制度の枠組みを活用しながら充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点において、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けるため、機能の充実を図ります。

● 幼児教育・保育の推進〔2-2〕

未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加し、高止まりしているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。

また、発達の支援を要する子の受入れについては、私立幼稚園への環境整備を推進するとともに、受皿の役割としての公立幼稚園の活用を実施します。

● 地域医療体制の充実〔2-3〕

医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で2次医療を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、3次医療を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

また、救急医療体制の維持強化を図ります。

さらに、将来起こり得る新たな感染症のまん延を含む大規模災害から市民の生命と健康を守るため、関係機関と連携して災害医療体制を整備します。

● 高齢者医療の充実〔2-3〕

医師会や介護事業者等と連携して24時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。



● 学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保〔3-1〕

児童生徒の確かな学力や健全育成を支えるため、教育環境の整備を進めるとともに、更なる情報化の進展に対応した情報教育の充実を図ります。また、児童生徒の安全・安心を確保するための通学路の整備や、防犯・防災教育の推進を図ります。

加えて、学習の効果を高めるためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があることから、適正な教室数を確保し、普通教室等へのエアコン設置や洋式トイレへの改修を計画的に進めます。施設の老朽化対策については、ファシリティマネジメントの考え方、計画に基づき進めていくとともに設備・備品の更新を図ります。

● 生涯学習の推進〔3-2〕

市民が仕事や生活の中で得た知識や技術を地域に還元していただき、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図ります。

● 生涯スポーツの推進〔3-2〕

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、スポーツ推進計画の見直し及び健康スポーツ文化都市宣言を行い、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の改修を実施するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境の整備を実施します。

● ふれあい、交流の拠点づくり〔5-1〕

市民活動支援センターの機能体制を強化し、NPO等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。さらに、市民活動支援センターのホームページで情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図るとともに、えんがわ等の事業の充実により、高齢者の交流促進を図ります。

● 地域コミュニティの強化〔5-1〕

自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

● 商業の魅力向上による商店街等の活性化〔6-1〕

既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度や空き店舗等活用補助金制度のほか起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。

高齢化の進展に対応するため、移動販売事業等の買物弱者対策を実施します。あわせて、商工業者が安定した経営ができるよう金融支援を実施するとともに、異業種間の交流を通じて販売促進、新製品開発を支援します。

◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7-(1)〕

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。主に、歩行者空間の確保及び、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、交通環境の整備を促進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

◆ 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり〔3-7(2)〕

民間福祉の総合的なサービスを提供する活動の拠点である総合福祉会館において、NPO及び福祉を推進するボランティア団体等に対し、施設及び設備の提供並びに活動の支援を行います。また、高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業の機会を確保・提供するための支援を推進します。

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉施設やグループホームなどの整備・機能充実を推進します。また、保育所等における福祉機能及び学童保育所における保育環境の充実を図ります。

さらに、地域福祉を推進するため、身近にある既存の社会資源を活用し、高齢者や障がいのある人など、立場や世代の異なる住民同士が交流できる触れ合いの場づくりを推進します。

子ども館の適切な運営を目指すとともに、高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいつくりの拠点として、新たな老人福祉センターの整備を検討します。

◆ 教育環境の充実〔3-7(3)〕

児童、生徒が安心安全に登下校できるように、歩道の設置等、通学路の環境整備を進めます。また、野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設の機能維持等を実施します。

◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕

市民が主体となった街並み保存、活用のための組織活動を支援するとともに、文化財保存活用地域計画を作成し、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。

さらに、利根川、江戸川及び利根運河の広大な緑地や市街地内におけるみどりについて、サイクリング道路の活用やレンタサイクルなどの気軽にみどりや水に親しむことができるふれあいの場の整備を推進します。

◆ スポーツ文化活動の充実〔3-9(2)〕

スポーツや文化活動による地域交流の拡大に取り組むとともに、スポーツ及び文化施設の整備を進めます。

また、野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、スポーツ、レクリエーション環境の充実を図ります。



◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕

野田市を訪れる人々にやすらぎを与える貴重な歴史・文化遺産、水とみどりの豊かさをいかしながら、新しい魅力を付け加えた観光資源としてのネットワーク化を図ります。

また、市外から快適に観光に来ることができる交通網の整備とともに、散策コースとなる道路の機能強化を図ります。

◆ 市民活動を支える文化施設の充実〔3-9(4)〕

地域文化の向上を図るための文化センターの機能充実及び、身近な生涯学習の場となる公民館の機能充実、鈴木貫太郎記念館の再建整備と郷土博物館等の機能充実、図書館の機能充実を図ります。

また、地域コミュニティを維持発展のため、多世代交流センターの整備を図ります。

★ 誘導施設に対する税制上の特例措置〔国等が直接行う施策〕

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、国が実施する税制上の特例措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

★ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置〔国等が直接行う施策〕

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、民間都市開発推進機構が実施する金融上の支援措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

★ 誘導施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

国の支援を活用し、公共施設等の誘導施設の整備を推進します。

★ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策〔国の支援を受けて市が行う施策〕

国の支援を活用し、民間事業者による誘導施設の整備を推進します。

★ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策〔市が独自に講じる施策〕

誘導施設の維持を推進するため、民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援を今後検討していきます。

★ 市が保有する不動産の有効活用施策〔市が独自に講じる施策〕(再掲)

誘導施設を都市機能誘導区域内への誘導を図るため、本市が保有する不動産の有効活用を推進します。

★ 医療・福祉施設等の建て替え等のための容積率等の緩和〔市が独自に講じる施策〕

医療・福祉施設等の建替え促進のため、特定の建築物の容積率等を緩和し、増設や新設を可能とすることで、都市機能強化に繋がります。

★ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成〔市が独自に講じる施策〕

民間事業者の活動のための環境整備・人材育成を図るため、まちづくりの課題解決に向けた持続性のある活動を実施する人材の育成を図る仕組みの構築・運営を行い、それらと連携したまちづくり活動の普及啓発等を今後検討していきます。

★ 金融機関との連携による支援〔市が独自に講じる施策〕

金融機関と連携した支援を行い、誘導施設の整備を推進できるよう今後検討していきます。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕（再掲）

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。



(3) 公共交通に関する施策

誘導方針3 交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上

● 道路交通体系の整備〔4-2〕

県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備及び、野田市の外郭環状道路網を形成する、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

● 道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保〔4-2〕

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図ります。また、生活に密着した道路における拡幅整備や私道の整備点検、橋梁の計画的な修繕、自転車通行帯等の整理を推進します。

既存の市営住宅を適切に維持するため、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンク制度の活用等を検討します。住まいに関する相談窓口においては、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

また、住宅セーフティネットの構築を図るため、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対しては、賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

● 鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実〔4-3〕

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるよう関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

コミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等の検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

◆ 公共交通の充実〔3-2(1)〕

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や安全で活力ある持続可能な都市の実現等に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や地域の活性化等を図るため、東武野田線の複線化について、沿線自治体と連携して関係機関に対する要請活動等を実施し、その整備を促進します。東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進するとともに、高架下土地利用の活用を図ります。

民間バス路線については、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。コミュニティバス（まめバス）は、利便性の高い交通手段となるよう定期的な見直しを実施します。さらに、まめバスや民間路線バスが運行されない交通不便地域において、デマンド交通等の導入を行います。

◆ 交通結節点の機能強化〔3-2(2)〕

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、都市施設の整備を推進します。

また、既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

さらに、駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駐輪場が未整備の駅については、駅前広場などの整備に合わせて、民間の積極的参加を優先して駐輪場の整備を推進します。

◆ 骨格的な幹線道路の整備〔3-2(3)〕

千葉北西連絡道路や主要地方道結城野田線、我孫子関宿線、主要地方道つくば野田線、越谷野田線（一部区間）などの広域幹線道路の整備を促進します。

また、市街地内の通過交通を排除するため、外郭環状道路の早期整備を図ります。

さらに、市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、工業団地の整備に伴う幹線道路と連絡する道路の整備に努めます。

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要な見直しをします。

◆ 生活道路の整備〔3-2(4)〕

誰もが安心して快適に移動できるよう、人や環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

◆ 歩行者・自転車ネットワークの整備〔3-2(5)〕

高齢者や障がいのある人などにも配慮した歩道や安全な通行が可能となる自転車通行帯等の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、誰もが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。



◆ 人や環境にやさしい道路の整備〔3-2(6)〕

視覚障がい者誘導用ブロックの整備、信号機のバリアフリー化などにより、高齢者や障がいのある人などにやさしい道路整備を推進します。

また、環境や景観に配慮しつつ、透水性舗装や街路樹などの整備を推進します。

さらに、児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の安全対策を図ります。

◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕(再掲)

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。主に、歩行者空間の確保及び、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、交通環境の整備を促進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

★ 歩行者空間の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

子どもから高齢者、障がい者を含む歩行者に対して快適で安全な歩行環境を確保するため、歩行者空間の整備を図ります。

★ 公共交通に関する施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として、具体的かつ即地的に位置づけられている公共交通に関する施設に対してバリアフリー化や待合空間の整備等を推進します。

★ 交通結節機能の強化・向上〔国の支援を受けて市が行う施策〕

公共交通の利便性の確保を図るため、バスの乗換施設整備等により、交通結節機能の強化・向上を図ります。

★ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策〔市が独自に講じる施策〕

基幹的な公共交通網のサービスレベルを確保するため、拠点間を結ぶバスの運行水準やルートの見直し等により、一定のサービスレベルを維持しつつ、持続性の高い公共交通への転換を図ります。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕(再掲)

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。

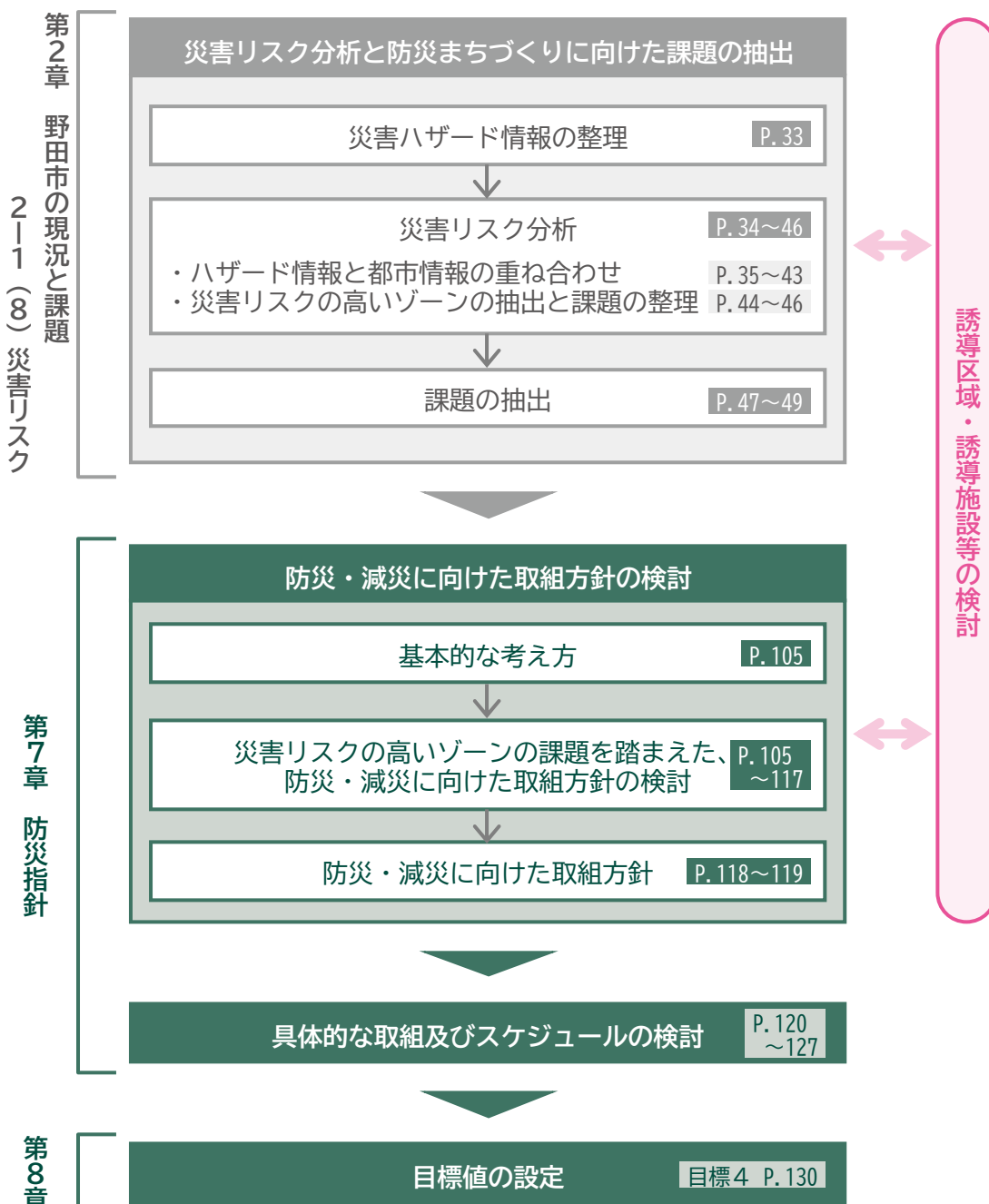
第7章 防災指針

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害に強いまちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを併せて進めることが重要です。

防災指針では、「第2章 2-1 野田市の現況 (8) 災害リスク」の災害ハザード情報の整理や災害リスクの分析、防災上の課題の整理を踏まえて、防災・減災に向けた取組方針を設定します。さらに、取組方針ごとに具体的な取組及びスケジュールを検討します。

防災指針の検討の流れは、以下のとおりです。

■ 防災指針の検討のフロー図





7-1 防災・減災に向けた取組方針



(1) 防災・減災に向けた取組方針の基本的な考え方

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」では、以下のような取組を総合的に組み合わせながら、防災まちづくりの将来像、取組方針を検討することと示されています。

- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制（災害リスクの回避）
- 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外することによる立地誘導（災害リスクの回避）
- 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策（災害リスクの低減）

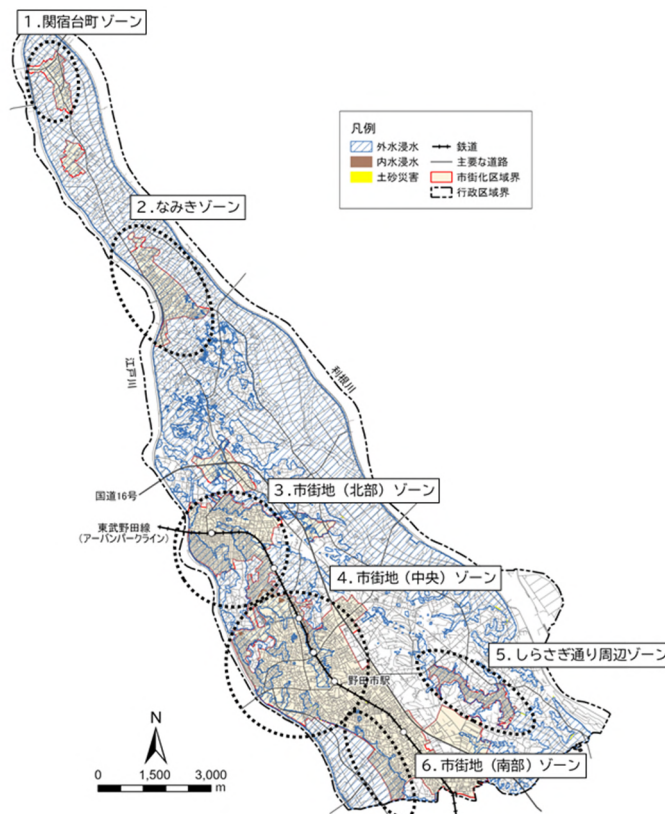
[出典：立地適正化計画の手引き 令和7年（2025年）4月改訂（国土交通省）]

(2) 災害リスクの高いゾーンの課題を踏まえた、防災・減災に向けた取組方針の検討

第2章で抽出した本市の災害リスクの高いゾーンについて、立地適正化計画の手引きの基本的な考え方を踏まえて、各ゾーンの防災上の課題に対する取組方針の検討を行います。

【参考】災害リスクの高いゾーン（高災害リスクエリアの重ね合わせ）

再掲 (P.46)



1 関宿台町ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

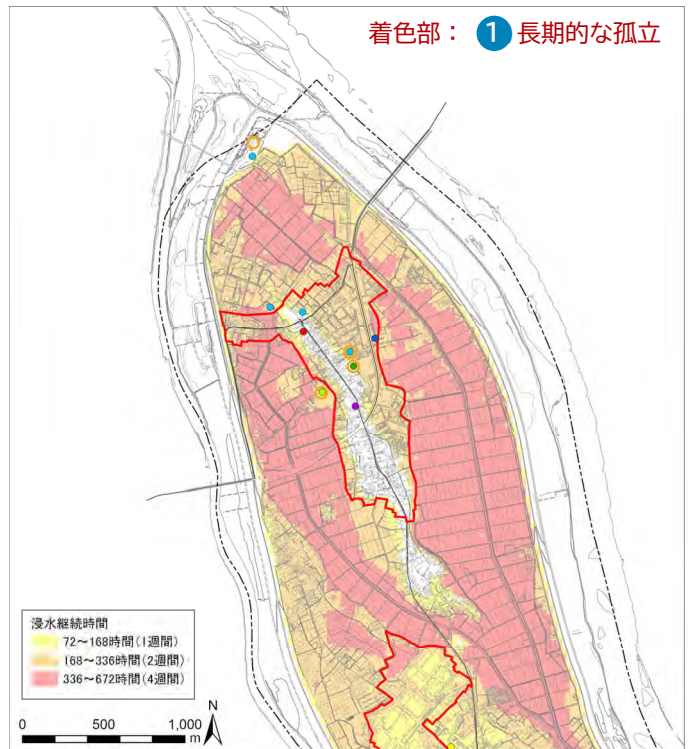
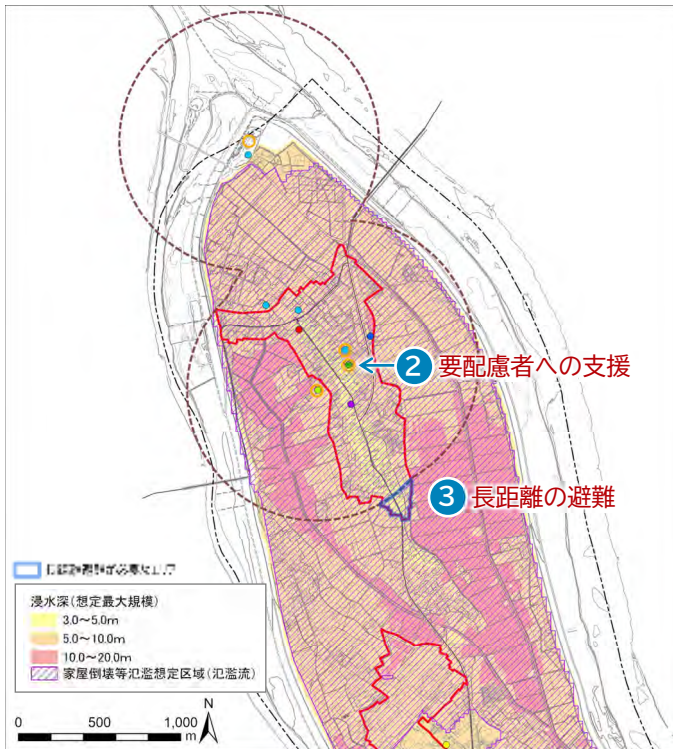
■ 関宿台町ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：垂直避難が困難 避難先の不足

[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]

[浸水継続時間]

着色部：① 長期的な孤立



[内水浸水]

[土砂災害]





| | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|-------|-------|--|------------------------|
| ゾーン全域 | 洪水 | 垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建住宅が大部分であり、浸水深3m以上で家屋倒壊のリスクもあるため、自宅等での垂直避難が困難 | ⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト) |
| | | 避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり | |
| ① | 洪水 | 長期的な孤立 3日間以上*継続する外水浸水が想定され、長期的な孤立が懸念 | |
| ② | 洪水 | 要配慮者への支援 中学校に浸水深3m以上の外水浸水、家屋倒壊のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要 | |
| ③ | 洪水 | 長距離の避難 避難施設 800m圏外に戸建て住宅等が立地し、長距離の避難が必要 | |

*浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間 (3日間) 以上とされている。再掲(P.44)

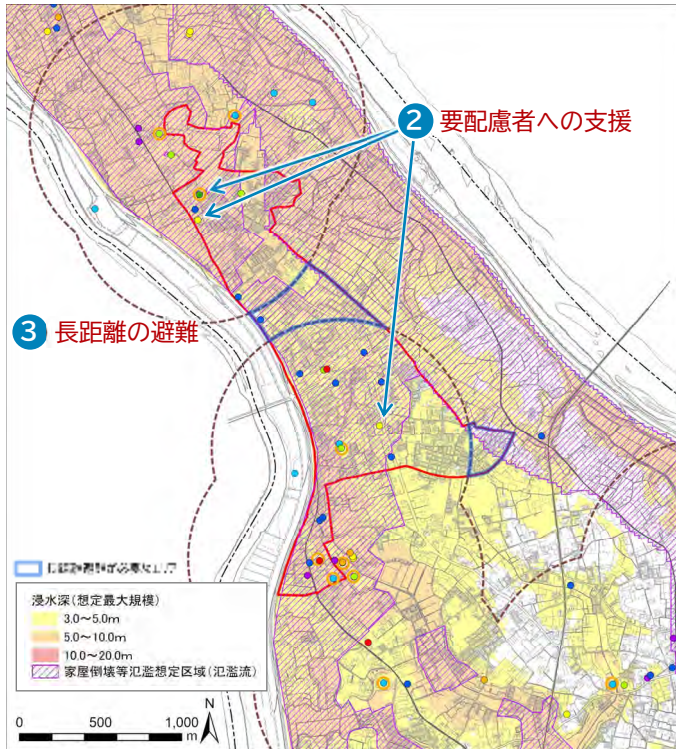
| 凡例 | | |
|---------------|-----------------------|------------|
| 都市機能施設 | 避難施設(風水害・土砂災害) | 境界線 |
| ● 行政施設 | □ 指定避難所 | □ 行政区域界 |
| ● 医療施設 | ○ 指定緊急避難場所・指定避難所 | □ 市街化区域界 |
| ● 介護・障害福祉施設 | ○ 避難施設800m圏 | — 主要な道路 |
| ● 子育て施設 | | — 鉄道 |
| ● 教育施設 | | |
| ● 文化施設 | | |
| ● 商業施設 | | |
| ● 金融施設 | | |

2 なみきゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

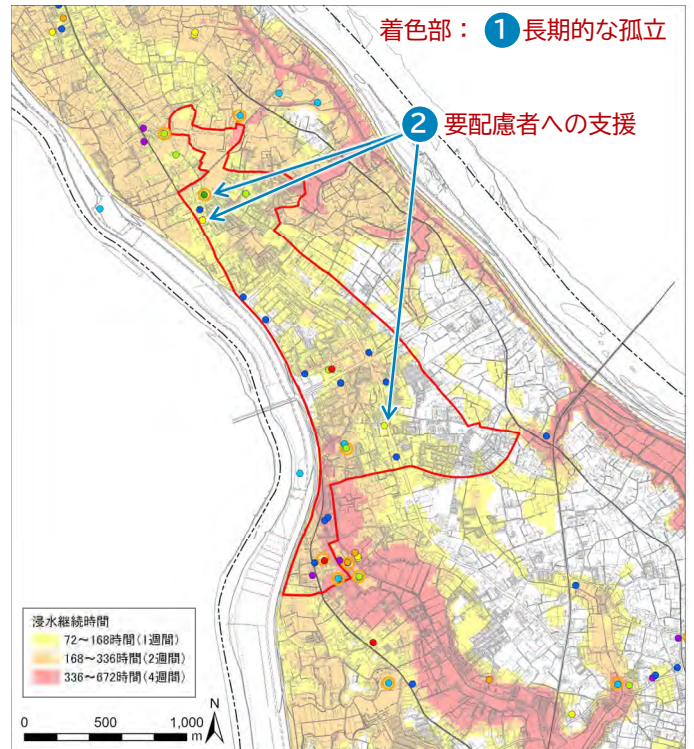
■ なみきゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：垂直避難が困難 避難先の不足

[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]





| | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|-------|-------|--|------------------------|
| ゾーン全域 | 洪水 | 垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建て住宅が大部分であり、浸水深3m以上で家屋倒壊のリスクもあるため、自宅等での垂直避難が困難 | ⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト) |
| | | 避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり | |
| ① | 洪水 | 長期的な孤立 ゾーンの大部分に3日間以上*継続する外水浸水が想定され、長期的な孤立が懸念 | |
| ② | 洪水 | 要配慮者への支援 中学校や介護施設に浸水深3m以上や3日間以上*継続する外水浸水、家屋倒壊のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要 | |
| ③ | 洪水 | 長距離の避難 避難施設 800m圏外に戸建て住宅等が立地し、長距離の避難が必要 | |

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間 (3日間) 以上とされている。再掲(P.44)

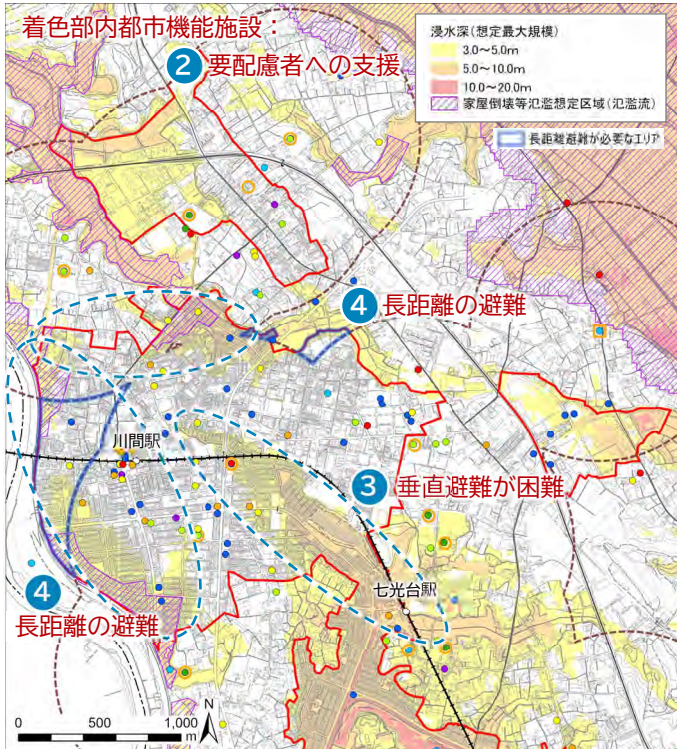
凡例

| | | |
|---------------|-----------------------|---------|
| 都市機能施設 | 避難施設(風水害・土砂災害) | 行政区境界 |
| ● 行政施設 | 指定避難所 | 市街化区域界 |
| ● 医療施設 | 指定緊急避難場所・指定避難所 | — 主要な道路 |
| ● 介護・障害福祉施設 | 避難施設800m圏 | ⇄ 鉄道 |
| ● 子育て施設 | | |
| ● 教育施設 | | |
| ● 文化施設 | | |
| ● 商業施設 | | |
| ● 金融施設 | | |

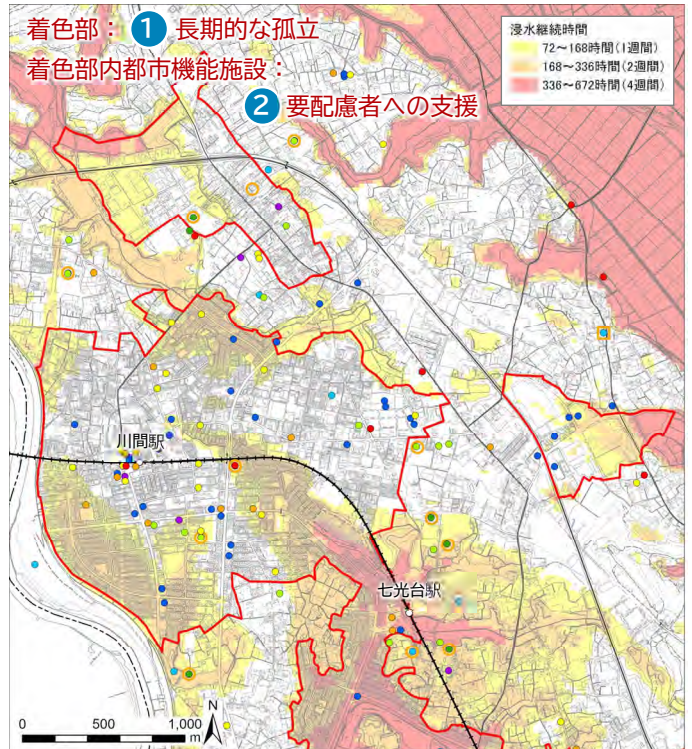
3 市街地（北部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ 市街地（北部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

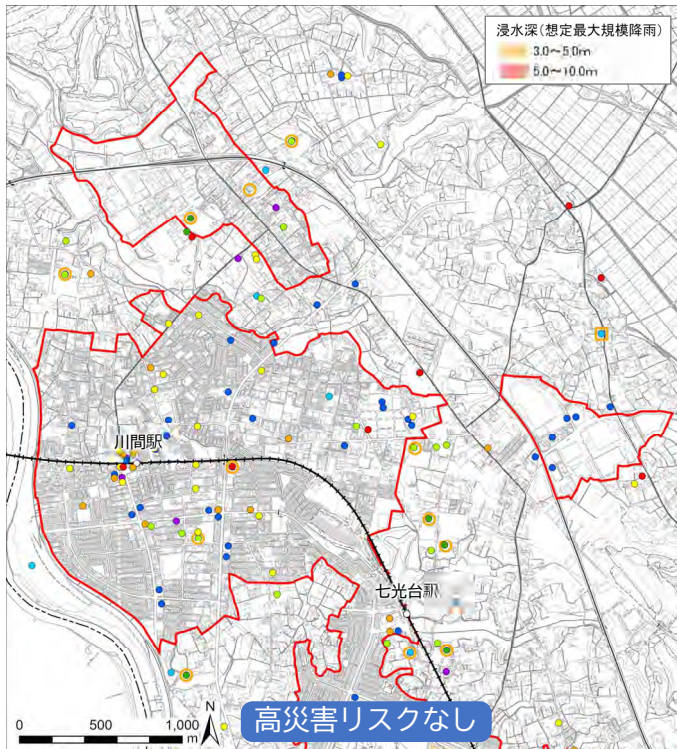
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



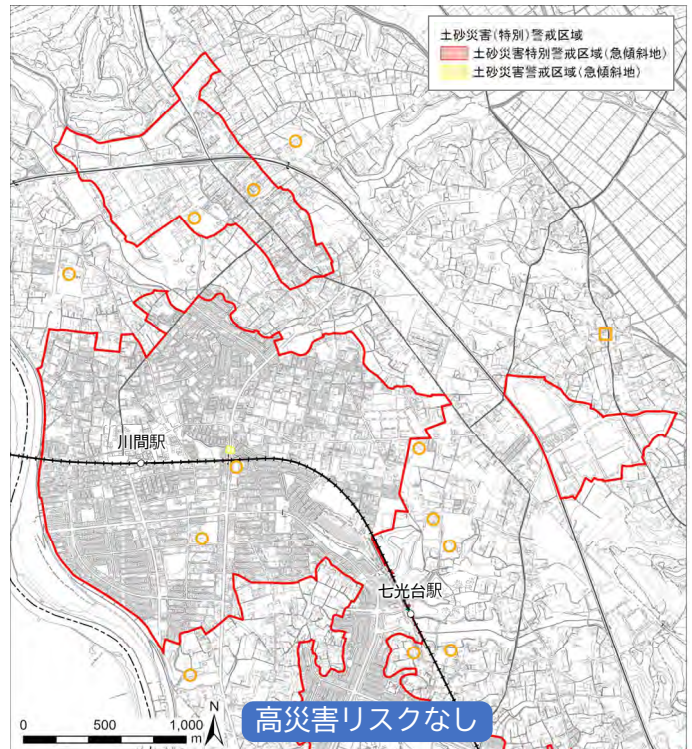
[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]





| | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|---|-------|---|------------------------|
| ① | 洪水 | 長期的な孤立 3日間以上※継続する外水浸水リスクがあり、長期的な孤立が懸念 | ⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト) |
| ② | 洪水 | 要配慮者への支援 ゾーン内の小学校、介護施設、医療施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要 | |
| ③ | 洪水 | 垂直避難が困難 2～3階の低層戸建て住宅や小売店舗が大部分であり、浸水深3m以上で一部に家屋倒壊のリスクもあるため、自宅等での垂直避難が困難 | |
| ④ | 洪水 | 長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要 | |

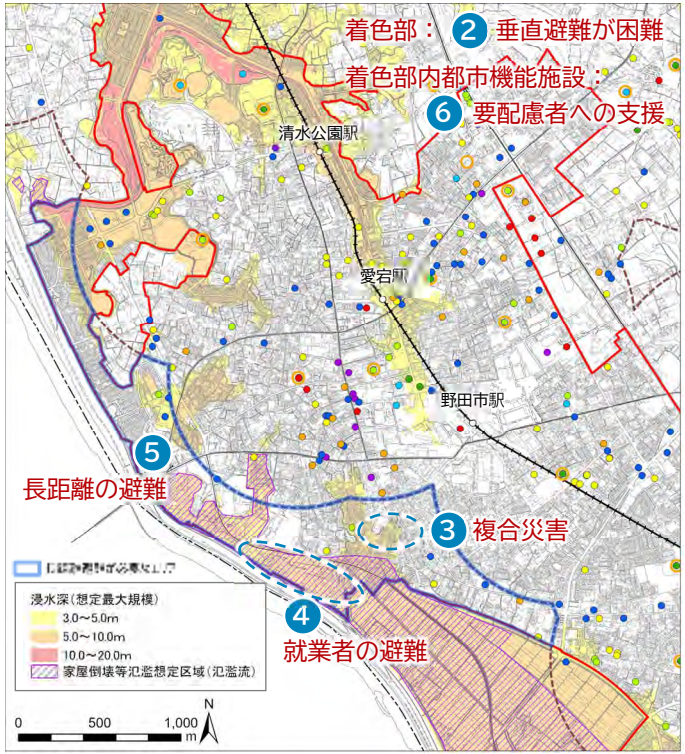
※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間（3日間）以上とされている。再掲(P.44)

| 凡例 | | |
|---------------|-----------------------|-------------|
| 都市機能施設 | 避難施設(風水害・土砂災害) | 境界線 |
| ● 行政施設 | □ 指定避難所 | ┌──┐ 行政区域界 |
| ● 医療施設 | ○ 指定緊急避難場所・指定避難所 | └──┘ 市街化区域界 |
| ● 介護・障害福祉施設 | ◻ 避難施設800m圏 | — 主要な道路 |
| ● 子育て施設 | | ⇄ 鉄道 |
| ● 教育施設 | | |
| ● 文化施設 | | |
| ● 商業施設 | | |
| ● 金融施設 | | |

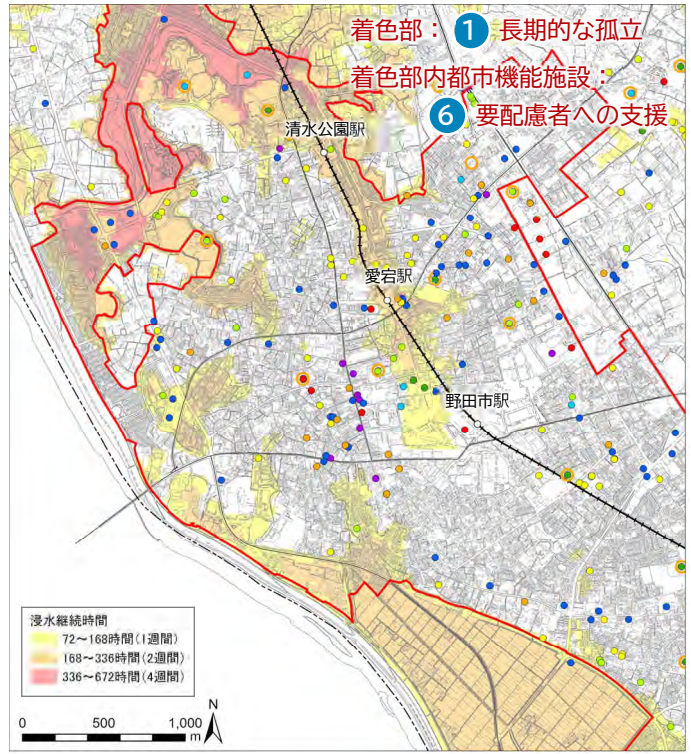
4 市街地（中央）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

市街地（中央）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

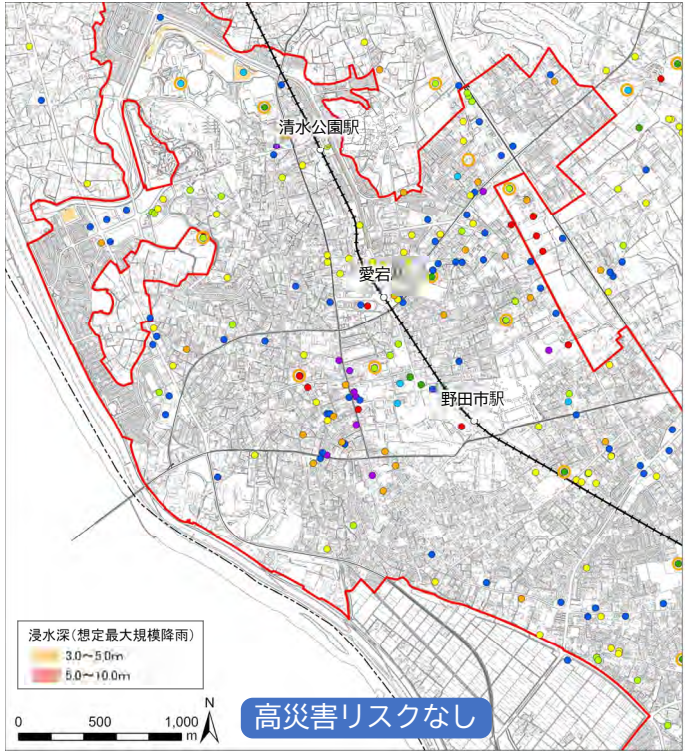
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



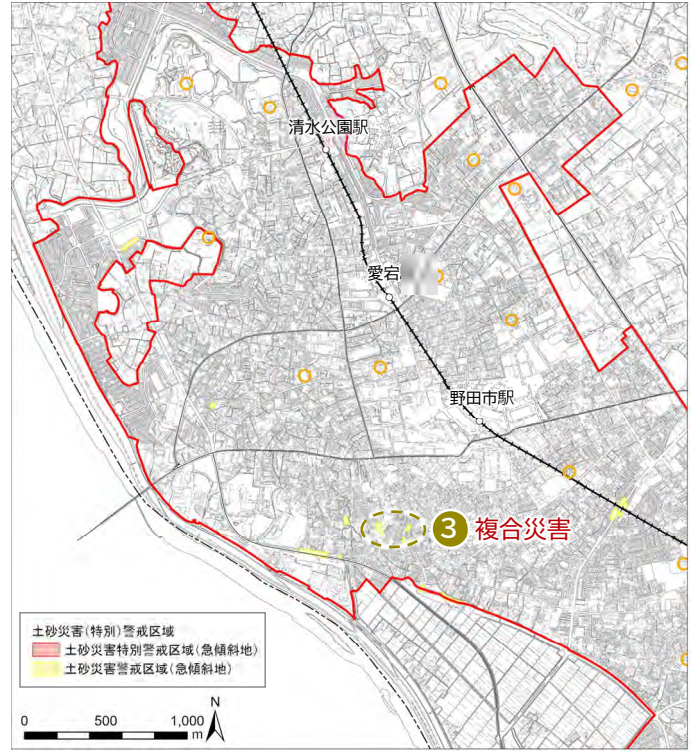
[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編



| | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|---|----------|---|------------------------|
| ① | 洪水 | 長期的な孤立 3日間以上※継続する外水浸水リスクがあり、長期的な孤立が懸念 | ⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト) |
| ② | 洪水 | 垂直避難が困難 3階以上の中高層住宅や工場が立地するが、多くは低層戸建て住宅であり、浸水深3m以上であるため垂直避難が困難な住宅が存在 | |
| ③ | 洪水 土砂 | 複合災害 戸建て住宅に外水浸水と土砂災害の複合災害のリスクあり | ⇒災害リスクの回避 |
| ④ | 洪水 | 就業者の避難 工場に家屋倒壊のリスクあり、災害発生時には就業者の避難誘導が必要 | ⇒災害リスクの低減 (ハード・ソフト) |
| ⑤ | 洪水 | 長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要 | |
| ⑥ | 洪水 | 要配慮者への支援 ゾーン内の介護施設、教育施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要 | |

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間 (3日間) 以上とされている。再掲(P.44)

凡例

| | | |
|---|---|--|
| <p>都市機能施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政施設 ● 医療施設 ● 介護・障害福祉施設 ● 子育て施設 ● 教育施設 ● 文化施設 ● 商業施設 ● 金融施設 | <p>避難施設(風水害・土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 指定避難所 ○ 指定緊急避難場所・指定避難所 ⊞ 避難施設800m圏 | <ul style="list-style-type: none"> ⬜ 行政区域界 ⬜ 市街化区域界 — 主要な道路 ⇄ 鉄道 |
|---|---|--|

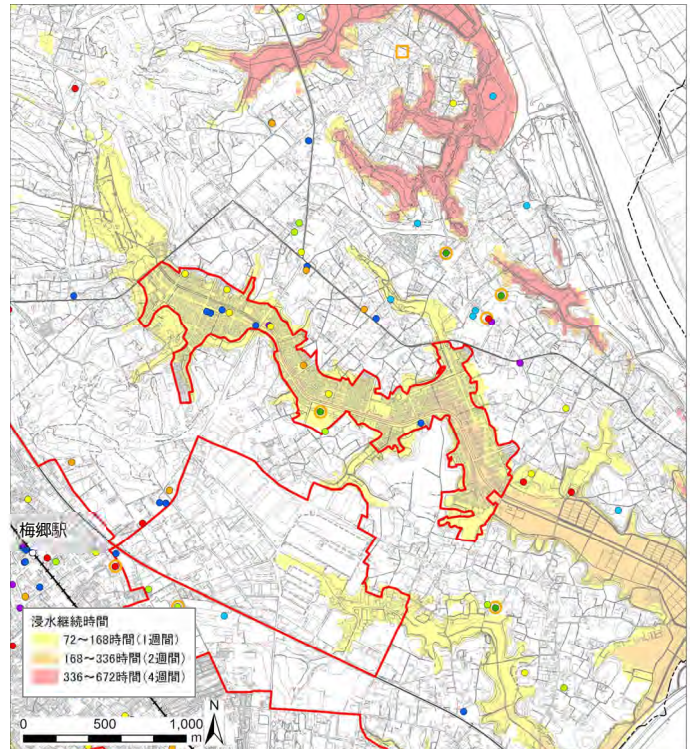
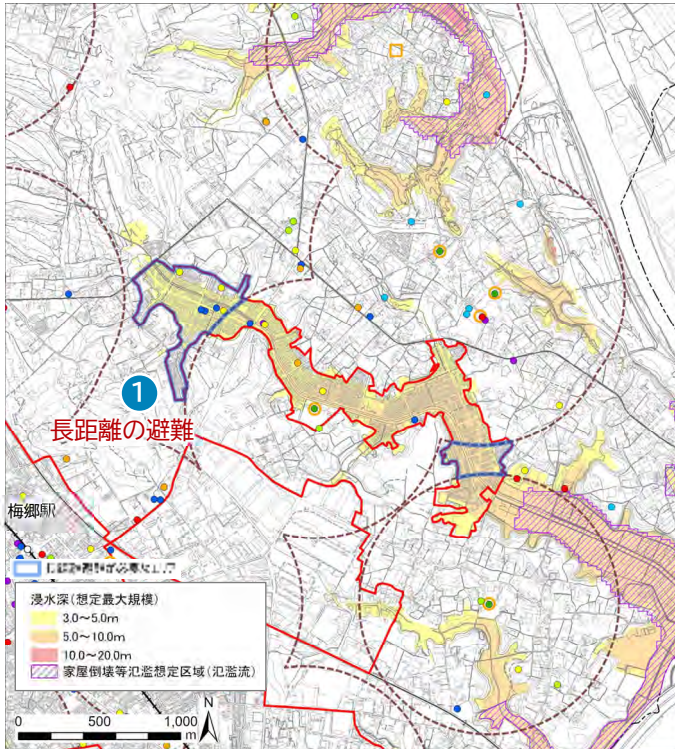
5 しらさぎ通り周辺ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

■ しらさぎ通り周辺ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：長期的な孤立 垂直避難が困難 要配慮者への支援

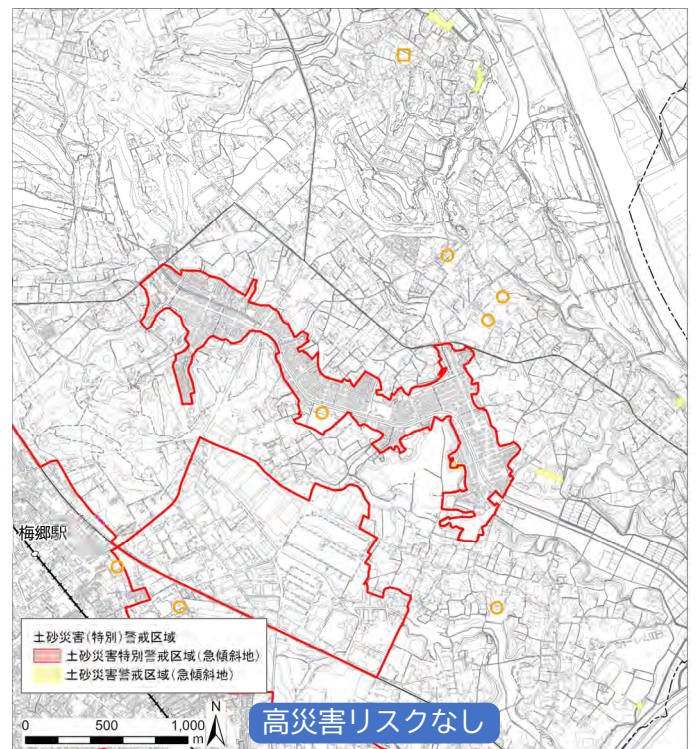
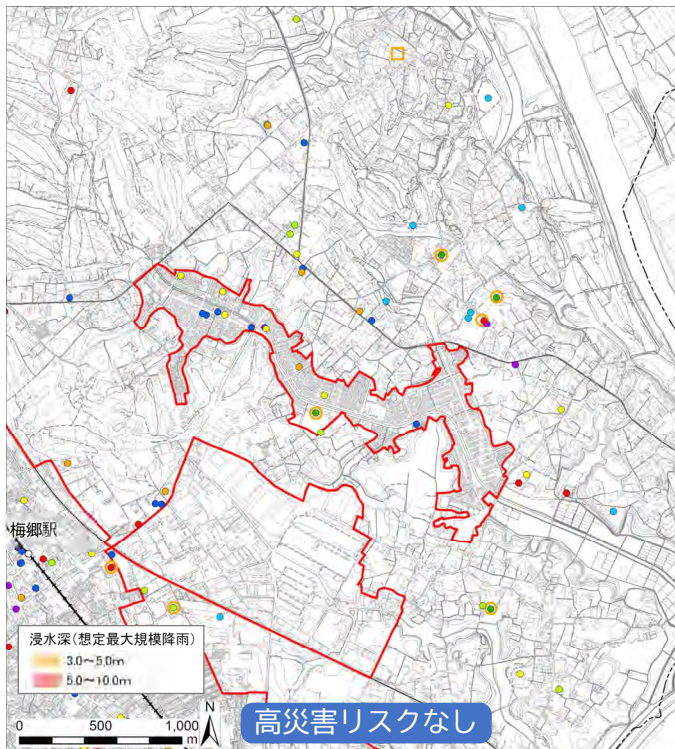
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]

[浸水継続時間]



[内水浸水]

[土砂災害]





| | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|-------|-------|---|--------------------|
| ゾーン全域 | 洪水 | 長期的な孤立 ゾーン内の大部分に3日間以上※継続する外水浸水リスクが想定されるため、長期的な孤立が懸念 | ⇒災害リスクの低減(ハード・ソフト) |
| | | 垂直避難が困難 ゾーン内は2階以下の低層戸建て住宅が大部分であり、ほとんどが浸水深3m以上であるため、自宅等での垂直避難が困難 | |
| | | 要配慮者への支援 ゾーン内の小学校、医療施設、介護福祉施設に浸水深3m以上や3日間以上※継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要 | |
| ① | 洪水 | 長距離の避難 避難施設 800m圏外にまとまった住宅団地が存在し、長距離の避難が必要 | |

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間(3日間)以上とされている。再掲(P.44)

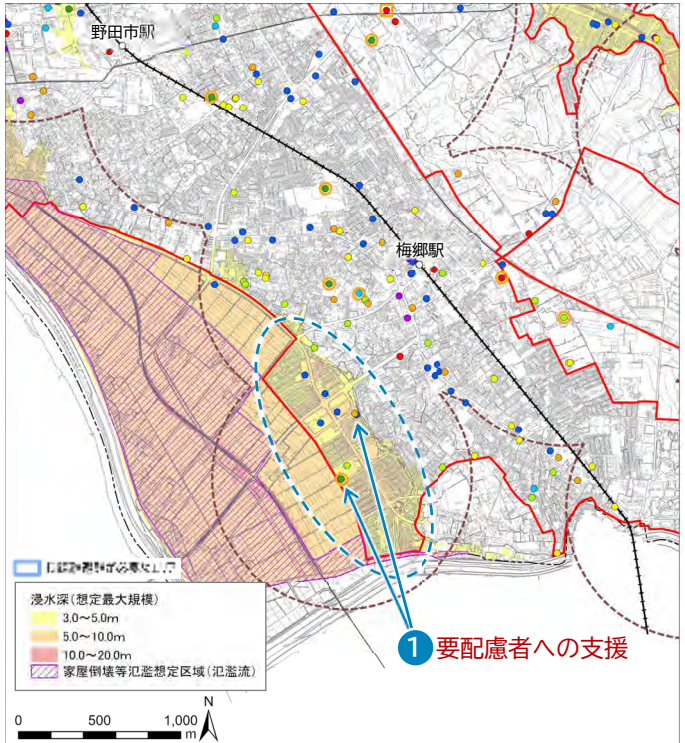
| 凡例 | | |
|---|---|--|
| 都市機能施設 ● 行政施設 ● 医療施設 ● 介護・障害福祉施設 ● 子育て施設 ● 教育施設 ● 文化施設 ● 商業施設 ● 金融施設 | 避難施設(風水害・土砂災害) □ 指定避難所 ○ 指定緊急避難場所・指定避難所 □ 避難施設800m圏 | □ 行政区域界 □ 市街化区域界 — 主要な道路 ⇄ 鉄道 |

6 市街地（南部）ゾーンの防災上の課題と取組方針の検討

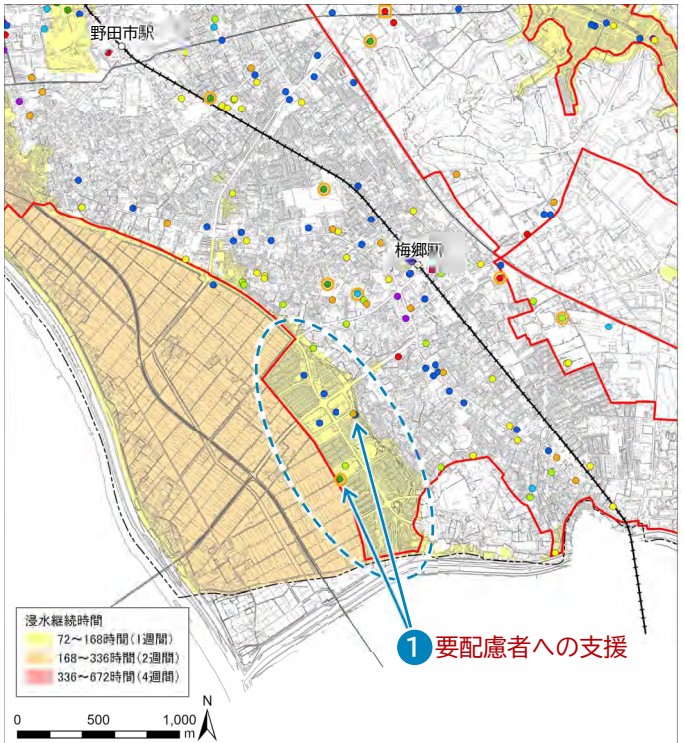
■ 市街地（南部）の防災上の課題と取組方針の検討

ゾーン全体：長期的な孤立 垂直避難が困難 避難先の不足

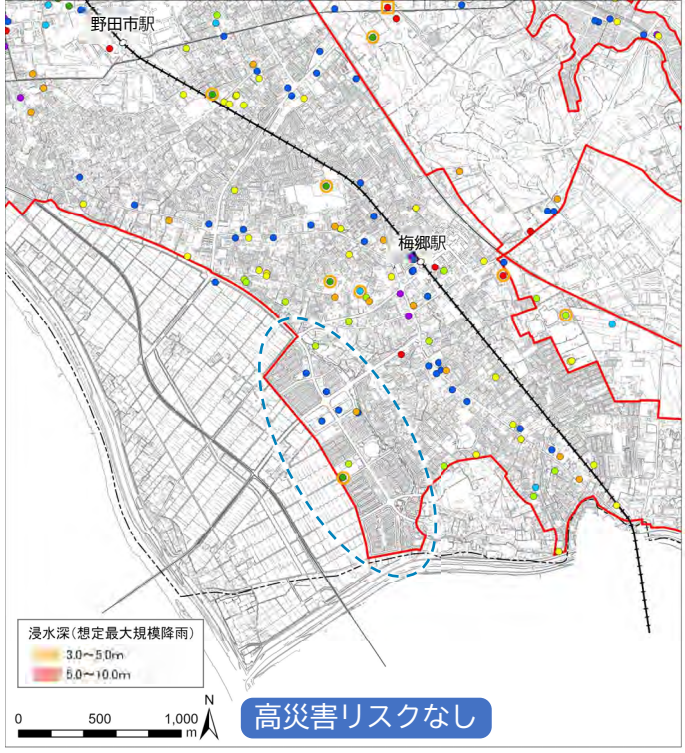
[外水浸水・家屋倒壊等氾濫危険区域]



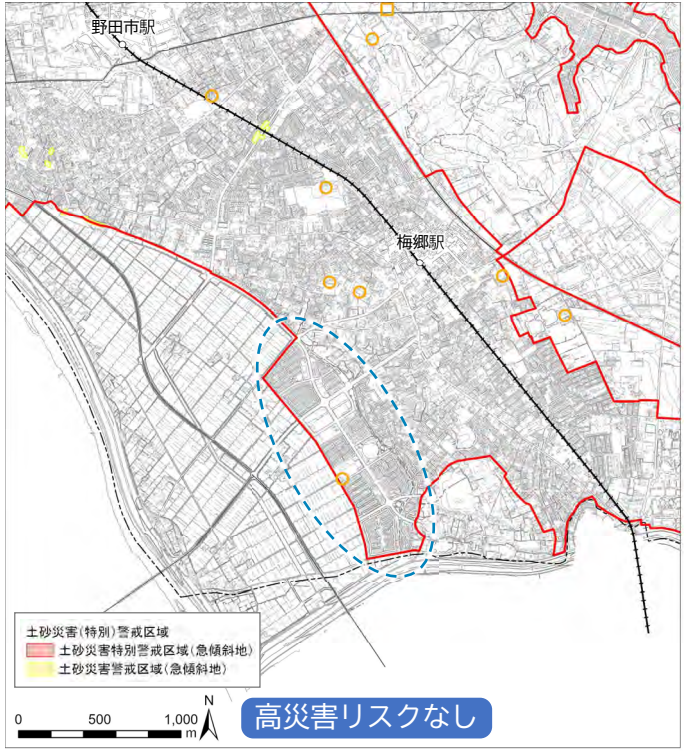
[浸水継続時間]



[内水浸水]



[土砂災害]





| | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|-------|-------|--|--------------------|
| ゾーン全域 | 洪水 | 長期的な孤立 ゾーン内の大部分に3日間以上※継続する外水浸水リスクが想定されるため、長期的な孤立が懸念 | ⇒災害リスクの低減(ハード・ソフト) |
| | | 垂直避難が困難 ゾーン内は2～3階の低層戸建て住宅や小売店舗が大部分であるが、浸水深3m以上で、自宅等での垂直避難が困難 | |
| | | 避難先の不足 ゾーン内の全ての避難所に浸水深3m以上の外水浸水リスクがあり、災害時の避難先が不足する可能性あり | |
| ① | 洪水 | 要配慮者への支援 医療施設と小学校に浸水深3m以上や1週間以上継続する外水浸水のリスクがあり、災害発生時に要配慮者への支援が必要 | |

※浸水継続に伴う孤立により各家庭の飲料水や食料等の備蓄が無くなり、健康障害や生命の危機が生じる可能性がある時間が、浸水継続時間 72 時間(3日間)以上とされている。再掲(P.44)

凡例

| | | |
|---|---|--|
| 都市機能施設 ● 行政施設 ● 医療施設 ● 介護・障害福祉施設 ● 子育て施設 ● 教育施設 ● 文化施設 ● 商業施設 ● 金融施設 | 避難施設(風水害・土砂災害) □ 指定避難所 ○ 指定緊急避難場所・指定避難所 □ 避難施設800m圏 | □ 行政区域界 □ 市街化区域界 — 主要な道路 ⇄ 鉄道 |
|---|---|--|

(3) 防災・減災に向けた取組方針

立地適正化計画の手引きや本市の災害リスク、災害リスクの高いゾーンの課題と取組方針の検討等を踏まえ、取組方針の考え方を整理します。

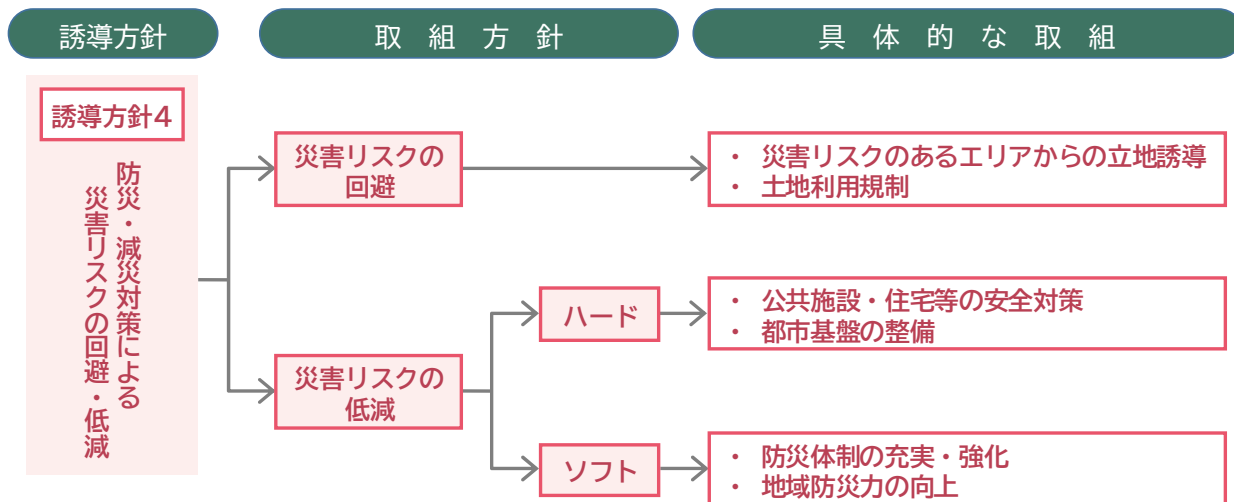
本計画の防災に関する誘導方針4に対する取組方針は、「災害リスクの回避」及び「災害リスクの低減（ハード・ソフト）」に設定します。

■ 災害リスクの高い各ゾーンの課題及び取組方針の考え方

| ゾーン | 災害リスク | 課題 | 取組方針の考え方 |
|-------------|-------|--|--|
| 関宿台町ゾーン | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">災害リスクの低減 (ハード・ソフト)</div> 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組 |
| なみきゾーン | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 | |
| 市街地（北部）ゾーン | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 | |
| 市街地（中央）ゾーン | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 ▲就業者の避難 | |
| | 土砂 | ▲複合災害 | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">災害リスクの回避</div> 災害リスクのあるエリアからの立地誘導等により、災害時に被害が発生しないようにリスクを回避するための取組 |
| しらすぎ通り周辺ゾーン | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 ▲長距離の避難 | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">災害リスクの低減 (ハード・ソフト)</div> 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組 |
| 市街地（南部）ゾーン | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ▲垂直避難が困難 ▲避難先の不足 ▲長期的な孤立 ▲要配慮者への支援 | 公共施設・住宅等の安全対策や都市基盤の整備等のハード対策及び、防災体制の充実・強化や地域防災力の向上等のソフト対策により、災害時の被害を低減するための取組 |



■ 防災・減災に向けた取組方針



【参考】 誘導方針（ストーリー） 再掲 (p.51)

防 災

誘導方針4 防災・減災対策による災害リスクの回避・低減

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、居住や都市機能を災害リスクの低い地域への誘導を図るとともに、地域ごとに想定される災害に応じた対策を講じ、被害の最小化や災害リスクの回避・低減を図ります。

また、災害に強い安全なまちづくりを目指すため、ソフト面においても地域の防災力の向上を図ります。



7-2 具体的な取組及びスケジュールの検討

(1) 具体的な取組及びスケジュール

前項の防災・減災に向けた取組方針を踏まえて、災害リスクの回避及び災害リスクの低減（ハード・ソフト）における具体的な取組及びスケジュールは、以下のとおり設定します。

スケジュールは、本計画の目標年度である令和27年度（2045年度）に至るまでの具体的な取組目標を短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の視点から定めます。

■ 具体的な取組及びスケジュールの検討

- <凡例>
- ：「野田市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」に関連する施策
 - ◆：「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」に関連する具体的な方針
 - ：「野田市国土強靱化地域計画（令和2年3月）」に関連する施策
 - ★：新たに国や市が独自で行う施策
 - [] は施策や取組の番号を記載

| 取組方針 | 具体的な取組 | 実施主体 | スケジュール | | |
|----------------------|--|-------|--------|----|----|
| | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 災害リスクの回避 | 災害リスクを踏まえた立地誘導 | | | | |
| | ★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置（再掲） | 市 | → | | |
| | ★ 立地適正化計画の届出制度の運用 | 市 | → | | |
| | 土地利用規制 | | | | |
| | ◆ 計画的な土地利用と市街地整備の推進〔3-8(2)〕 | 市 | → | | |
| 災害リスクの低減 ハード | 公共施設・住宅等の安全対策 | | | | |
| | ◆ 建築物等の安全対策〔3-8(6)〕 | 市 | → | | |
| | ■ 建築物の耐震・安全化〔1-1①〕 | 県/市 | → | | |
| | ■ 公共施設の耐震化・計画的保全等〔1-1⑭〕 | 県/市 | → | | |
| | ■ 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保〔3-2②〕 | 市 | → | | |
| | 都市基盤の整備 | | | | |
| | ◆ 治水対策の推進〔3-8(1)〕 | 市 | → | | |
| | ◆ 避難路等の整備〔3-8(3)〕 | 市 | → | | |
| | ◆ 指定緊急避難場所等の整備〔3-8(5)〕 | 市 | → | | |
| | ■ 地域の安全確保〔1-1②〕 | 市 | → | | |
| | ■ 緊急輸送道路等の整備促進〔1-1⑩〕 | 県/市 | → | | |
| | ■ 宅地の滑動崩落対策〔1-1⑮〕 | 市 | → | | |
| | ■ 浸水対策の推進〔1-3②〕 | 国/県/市 | → | | |
| | ■ 農業用施設の維持管理〔1-3③〕 | 市 | → | | |
| ■ 非常用電源の確保〔5-2②〕 | 市 | → | | | |
| ■ 堤防（護岸）機能の維持強化〔6-5〕 | 国/県/市 | → | | | |
| ■ 浸水による被害の限定〔8-2〕 | 市 | → | | | |



| 取組方針 | 具体的な取組 | 実施主体 | スケジュール | | |
|------------------------------|--------------------------------|------|--------|----|----|
| | | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 災害リスクの低減 ソフト | 防災体制の充実・強化 | | | | |
| | ● 消防体制の充実〔4-1〕 | 市 | → | | |
| | ◆ 指定緊急避難場所の指定及び解除〔3-8(4)〕 | 市 | → | | |
| | ■ 学校・事業者等の防災対策〔1-1③〕 | 市 | → | | |
| | ■ 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施〔1-1⑥〕 | 市 | → | | |
| | ■ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化〔1-2②〕 | 市 | → | | |
| | ■ 水難救助体制の整備・強化〔1-3④〕 | 市 | → | | |
| | ■ 物資等の補給体制の確保〔2-1①〕 | 市 | → | | |
| | ■ 救助・救急能力の確保〔2-2〕 | 市 | → | | |
| | ■ 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備〔3-2①〕 | 市 | → | | |
| | ■ 防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化〔4-1〕 | 市 | → | | |
| | ■ 企業の災害対処能力の向上〔5-1①〕 | 市 | → | | |
| | ■ 食料等の確保及び供給体制の整備〔5-3①〕 | 市 | → | | |
| | ■ 燃料の継続的確保〔6-1①〕 | 市 | → | | |
| | ★ 盛土規制法に基づく規制の周知と適正な運用 | 県/市 | → | | |
| | ★ 防災情報発信力の強化 | 市 | → | | |
| | 地域防災力の向上 | | | | |
| | ● 防災まちづくりの推進〔4-1〕 | 市 | → | | |
| | ● 互いに支え合う地域づくりの推進〔5-1〕 | 市 | → | | |
| | ◆ 地域の防災力の向上〔3-8(7)〕 | 市 | → | | |
| | ■ 地域における災害対応力の向上〔1-1④〕 | 市 | → | | |
| | ■ 要配慮者等への支援〔1-1⑤〕 | 市 | → | | |
| | ■ 企業及び家庭の災害対処能力の向上〔5-2①〕 | 市 | → | | |
| ★ 防災意識の醸成を図るための防災講話及び防災教育の推進 | 市 | → | | | |
| ★ 地域防災リーダーの育成 | 市 | → | | | |

(2) 具体的な取組内容

1 災害リスクの回避に関する取組

災害リスクを踏まえた立地誘導

★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 (再掲)

居住誘導区域外の災害の発生のおそれがある区域については、当該区域の居住者に対して災害リスクの分かりやすい説明や周知等を行い、居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

★ 立地適正化計画の届出制度の運用

住宅や施設の誘導を図るため、本計画の届出制度の周知を図り、災害リスクを踏まえた本市のまちづくりの方向性を市民や事業者の方々に情報共有するとともに、住宅や誘導施設の立地・開発動向を事前に把握するなど、適正な運用を推進します。

土地利用規制

◆ 計画的な土地利用と市街地整備の推進〔3-8(2)〕

市街地の都市基盤整備事業及び土地区画整理事業などの施行の際には、都市空間の整備等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、木造密集市街地などの防災上危険な市街地は、狭隘道路の拡幅整備や空地整備、建物の不燃化の促進などにより延焼防止に努め、良好な環境を維持している低層住宅地においては、宅地内におけるみどりの保全、緑化の促進などにより防災面の維持向上を図ります。

2 災害リスクの低減（ハード）

公共施設・住宅等の安全対策

◆ 建築物等の安全対策〔3-8(6)〕

建築物などの耐震性の強化、不燃性の誘導に努めます。特に、既存建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進します。

また、道路（歩行者専用道路を含む）に面した危険なブロック塀等の撤去を促進します。

■ 建築物の耐震・安全化〔1-1①〕

住宅については、簡易耐震相談会において耐震化の啓発を実施し、昭和56年5月以前の既存住宅（木造住宅）の耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い、耐震化を促進します。

大規模建築物等の耐震化については、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。

また、屋内の安全確保、危険ブロック塀等の撤去について対策を進めます。



■ 公共施設の耐震化・計画的保全等〔1-1④〕

公共施設・学校施設において、引き続き、機能保全・改善を図ることを目的とし、計画的に建て替えや保全改修を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を促進します。特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」多機能トイレへの改修等を行います。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図ります。

■ 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保〔3-2②〕

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保します。

都市基盤の整備

◆ 治水対策の推進〔3-8(1)〕

利根川、江戸川及び利根運河の流域の浸水被害を軽減するため、河川改修を促進します。

大雨などによる浸水常襲地区の解消を図るため、一部の地区で雨水幹線や調整池を整備し、公共下水道の雨水整備を推進するとともに、豪雨時の浸水被害発生地区の改善を図るため、側溝、排水管や調整池等の排水設備の整備を推進します。洪水時の河川への流出軽減を図るため、調節池の整備に努めるとともに、公共施設を雨水流出抑制施設として積極的に活用します。

また、道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、雨水浸透対策のため、透水性舗装などの導入に努めます。なお、一定規模以上の建築物や個人の住宅についても雨水浸透対策に対する積極的な協力を求めます。

◆ 避難路等の整備〔3-8(3)〕

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などにつながる避難路としての道路における歩道整備と、火災の延焼防止効果のある街路樹などの整備を推進します。

また、災害時における緊急輸送に必要な路線の機能確保のため安全性を高めます。

指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全点検及び避難誘導標識の整備に努めます。

◆ 指定緊急避難場所等の整備〔3-8(5)〕

指定緊急避難場所に指定されている公園や学校などについて、その機能を確保するとともに、火災の延焼防止効果のある植栽や防災施設などの設置による機能強化を推進します。

■ 地域の安全確保〔1-1②〕

大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保します。

■ 緊急輸送道路等の整備促進〔1-1⑩〕

緊急輸送道路に指定されている主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和閑宿線及び野田市の外郭環状道路に位置付けている都市計画道路今上木野崎線などの路線については、千葉県に対し更なる整備を要望します。

■ 宅地の滑動崩落対策〔1-1⑪〕

造成宅地で地滑りの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行います。

■ 浸水対策の推進〔1-3②〕

浸水被害を軽減するため、利根川、江戸川及び座生川の堤防（護岸）強化対策を国や県に強く要望するとともに、河川、排水路、調整池及び雨水幹線などの整備を行い、排水不良箇所の解消を図ります。

また、ハザードマップを作成し、市民に洪水災害に関する意識を啓発します。

■ 農業用施設の維持管理〔1-3③〕

野田市及び土地改良区が管理する農業用施設（幹線排水路、樋管、揚排水機場等）の適正な維持管理を行い、農地の保全および浸水被害軽減に努めます。

■ 非常用電源の確保〔5-2②〕

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保します。

■ 堤防（護岸）機能の維持強化〔6-5〕

堤防（護岸）改修の要望を継続するとともに、堤防（護岸）の継続的な点検により異常箇所の早期発見に努めます。

■ 浸水による被害の限定〔8-2〕

浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備します。

③ 災害リスクの低減（ソフト）

防災体制の充実・強化

● 消防体制の充実〔4-1〕

火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め、市民と消防団が連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。



◆ 指定緊急避難場所の指定及び解除〔3-8(4)〕

今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行います。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定します。

■ 学校・事業者等の防災対策〔1-1③〕

災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を働きかけます。

■ 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施〔1-1⑥〕

県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図ります。

■ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化〔1-2②〕

火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備します。

■ 水難救助体制の整備・強化〔1-3④〕

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により被災した住民を救助できる体制を整備します。

■ 物資等の補給体制の確保〔2-1①〕

市民及び事業者の責務として3日以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保します。

■ 救助・救急能力の確保〔2-2〕

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行います。

■ 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備〔3-2①〕

訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備します。

■ 防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化〔4-1〕

防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努めます。

■ 企業の災害対処能力の向上〔5-1①〕

企業の災害対処能力の向上のためのBCP（業務継続計画）作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備します。

■ 食料等の確保及び供給体制の整備〔5-3①〕

市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び幹線道路の維持により、食料等の継続的調達を行います。

また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与します。

■ 燃料の継続的確保〔6-1①〕

燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備します。

★ 盛土規制法に基づく規制の周知と適正な運用

令和7年5月26日から千葉県で宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制が開始したことに伴い、盛土等の認識・通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応により、盛土等に伴う災害を防止するため、本市でも指定された区域や必要な手続きの周知を図るなど、適正な運用を推進します。

★ 防災情報発信力の強化

防災情報等を一元的に閲覧できるポータルサイトを通じた積極的な情報発信を行うとともに、洪水ハザードマップ等を用いて浸水が予想される範囲などを積極的に周知していきます。

地域防災力の向上

● 防災まちづくりの推進〔4-1〕

野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備を推進します。

また、国に対し利根川・江戸川の堤防強化について、流域自治体と連携を取りつつ引き続き要望していきます。さらに、洪水ハザードマップを活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供します。

平常時から自主的な災害への心構えを養い防災意識の向上を図ります。自主防災組織設立を推進するとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となった防災力の向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

● 互いに支え合う地域づくりの推進〔5-1〕

市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。

また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。



◆ 地域の防災力の向上〔3-8(7)〕

市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織等の共助による地域防災力の向上を図ります。

■ 地域における災害対応力の向上〔1-1④〕

児童・生徒等を始め、市民一人一人が自分の周りの災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成するとともに仕組みを構築します。

■ 要配慮者等への支援〔1-1⑤〕

災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進します。

■ 企業及び家庭の災害対処能力の向上〔5-2①〕

企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、日頃から家庭での燃料等備蓄を呼びかけることにより混乱を最小限にします。

★ 防災意識の醸成を図るための防災講話及び防災教育の推進

気象のスペシャリストである気象防災アドバイザーを活用し、公民館等での講座や自主防災組織等に対する講話を通じた防災意識の醸成を図ります。

また、中学生に対する気象防災アドバイザーによる気象防災に関する出前授業に加え、小学生に対し、市職員による河川が氾濫した場合を想定したマイ・タイムライン作成方法の出前授業を行い、防災意識の醸成を図るとともに、防災教育を推進しています。

★ 地域防災リーダーの育成

地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得者数を増やし、地域防災のリーダーを育成していきます。

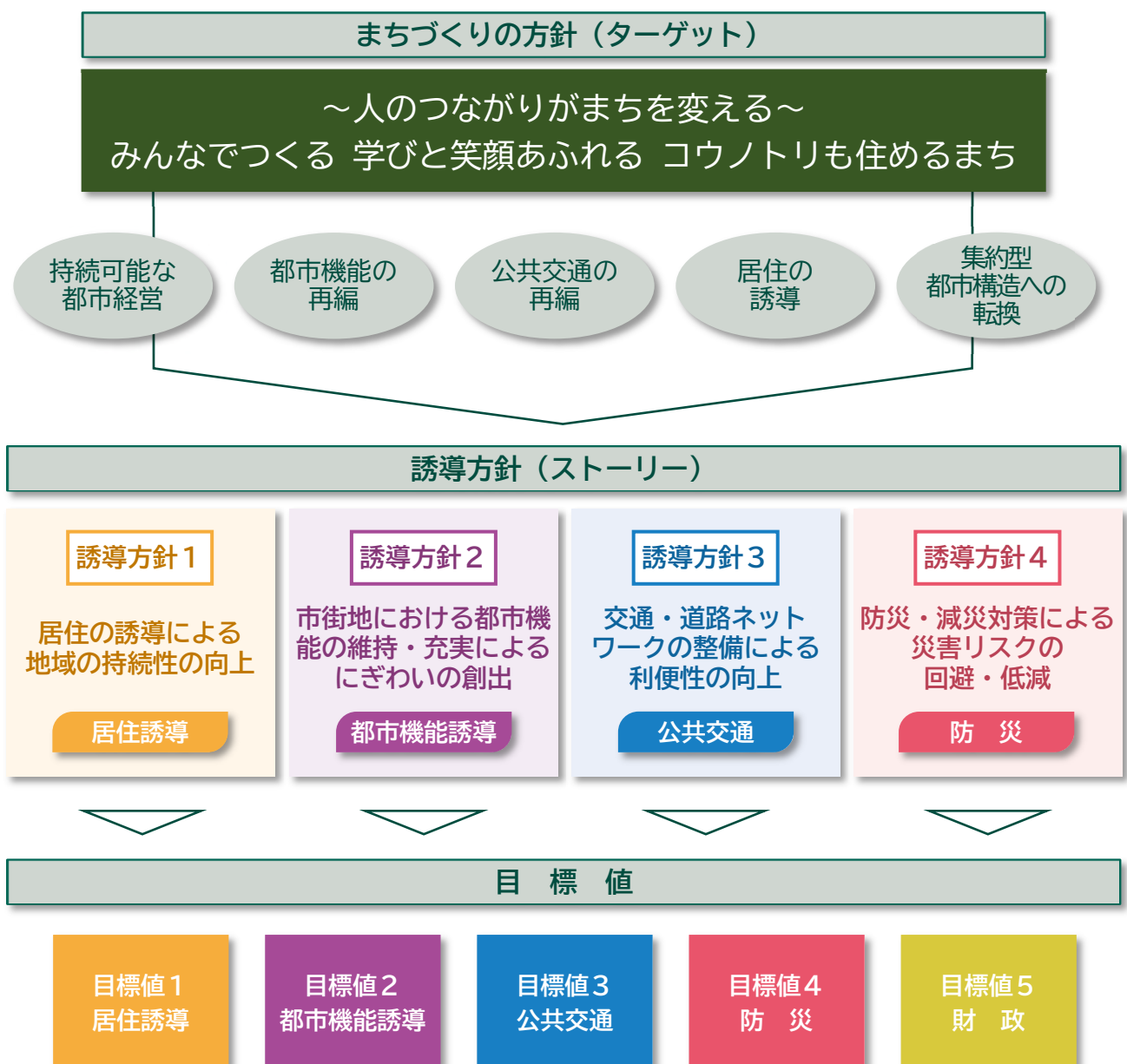
第8章 計画の目標値・評価方法

8-1 目標値の設定

(1) 目標値の基本的な考え方

本市のまちづくり方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に基づき、「居住誘導」「都市機能誘導」「公共交通」「防災」の目標を設定するとともに、持続可能な都市経営を行うために「財政」の目標を設定します。

■ まちづくり方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）に対する目標値の体系図





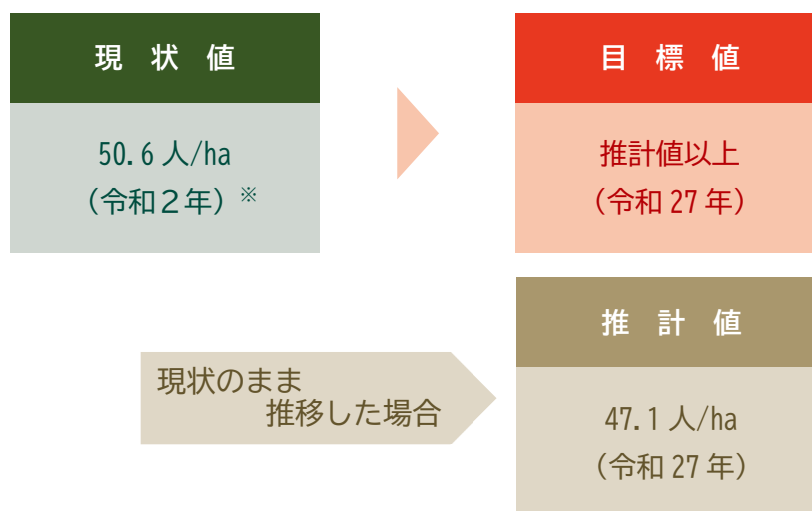
(2) 目標値の設定

目標値1 : 「居住誘導」に関する目標値

「居住誘導」に関する目標値は、居住誘導に関する施策の推進により、居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているか確認するため、『居住誘導区域内の人口密度』に設定します。

指標

居住誘導区域内の人口密度（人/ha）



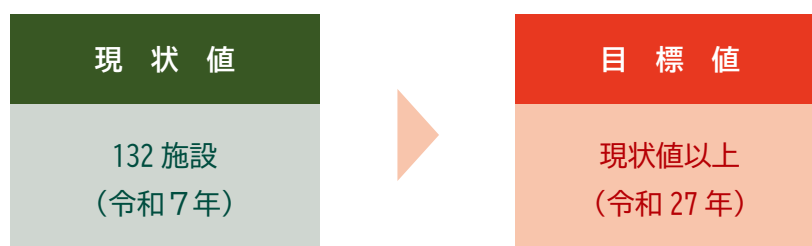
※令和2年（2020年）国勢調査より

目標値2 : 「都市機能誘導」に関する目標値

「都市機能誘導」に関する目標値は、都市機能誘導に関する施策の推進により、都市機能誘導区域内において誘導施設の維持・誘導が行われているか確認するため、『都市機能誘導区域内の誘導施設数』に設定します。

指標

都市機能誘導区域内の誘導施設数（施設）



目標値3：「公共交通」に関する目標値

「公共交通」に関する目標値は、公共交通に関する施策の推進により、公共交通機関を利用した移動の利便性の向上が図られているか確認するため、『居住誘導区域の公共交通沿線地域[※]の徒歩圏人口カバー率』に設定します。

指標

居住誘導区域の公共交通沿線地域[※]の徒歩圏人口カバー率（％）



※「公共交通沿線地域」は、全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については800m、バス停については300m）

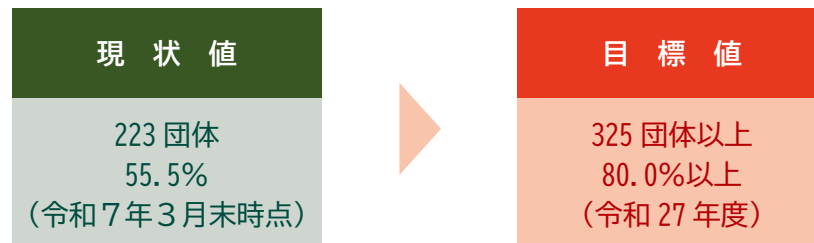
目標値4：「防災」に関する目標値

「防災」に関する目標値は、防災に関する施策の推進により、災害リスクの回避・低減が図られているか確認するため、『自主防災組織の組織数及び組織結成率』に設定します。

自主防災組織結成率は、自主防災組織数を自治会数等の団体数で除した割合となります。

指標

自主防災組織の組織数（団体）及び組織結成率（％）





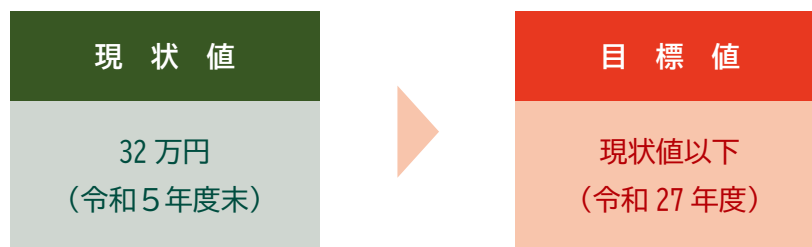
目標値5 : 「財政」に関する目標値

「財政」に関する目標値は、居住誘導、都市機能誘導、公共交通及び防災に関する施策の推進により、財政運営の持続可能性が向上しているか確認するため、『住民一人当たり行政コスト』に設定します。

住民一人当たりの行政コストは、純行政コスト※を住民基本台帳人口で除したものとなります。

指標

住民一人当たり行政コスト（円）



※純行政コスト：行政サービスに要した費用から、その対価として得られた手数料などの収益を差し引いたもの。

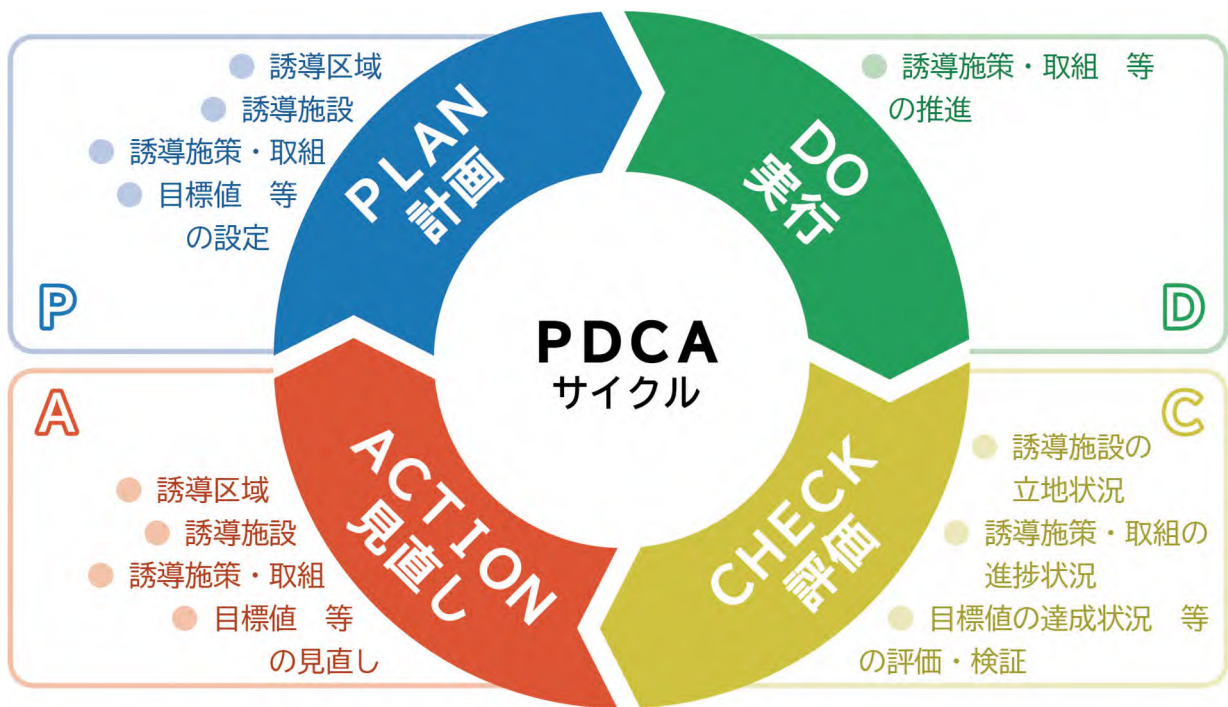
8-2 計画の進捗管理

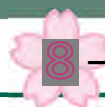
立地適正化計画は、都市再生特別措置法において、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることとされています。

本市では、PDCAサイクルの考え方にに基づき、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化、上位・関連計画の策定・見直しの状況等を踏まえて、おおむね5年ごとに誘導施設の立地状況や誘導施策・取組の進捗状況、目標値の達成状況等について評価・検証を行い、それらの結果を踏まえて適時適切な計画の見直しを行うこととします。

また、立地適正化計画は、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策・計画との整合性や相乗効果等を考慮しながら推進する必要があります。そのため、市内の関係各課と連携し、総合的かつ横断的な施策の推進を図ります。

■ PDCAサイクル





3 届出制度

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

(1) 届出制度について


立地適正化計画の策定に伴い、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為及び建築行為等を行おうとする場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合には、これらの行為に着手する 30 日前までに市への届出が義務付けられます。

(2) 届出の対象となる行為

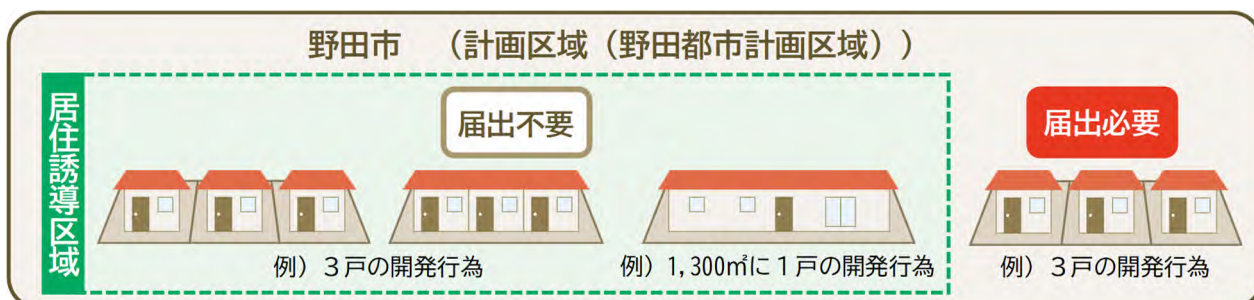
1 居住誘導区域外における届出・勧告

(都市再生特別措置法第 88 条)

居住誘導区域 外 で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

| | | | | | |
|-------|--|------|---|-----------------|---|
| 開発行為 | ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 | 届出必要 |  | 届出不要 |  |
| | 例) 3戸の開発行為 | | | | |
| 建築等行為 | ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの | 届出必要 |  | 届出不要 |  |
| | 例) 1,300㎡に1戸の開発行為 | | | 例) 800㎡に2戸の開発行為 | |
| 建築等行為 | ① 3戸以上の住宅の新築 | 届出必要 |  | 届出不要 |  |
| | 例) 3戸の建築行為 | | | 例) 1戸の建築行為 | |
| | ② 建築物を改築又は用途変更により3戸以上の住宅とする場合 | | | | |

■ 届出のイメージ（開発行為等を行う場合）



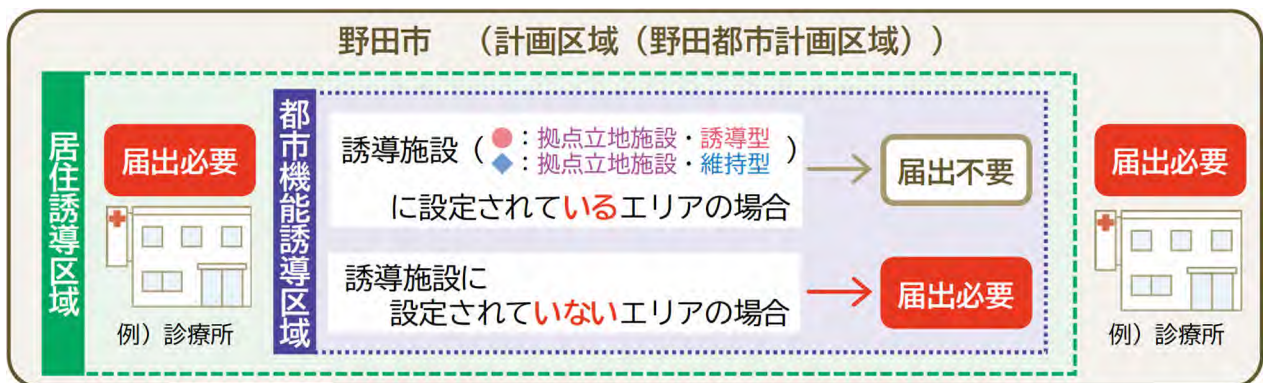
2 都市機能誘導区域外における誘導施設の設置に係る届出・勧告

(都市再生特別措置法第108条)

都市機能誘導区域 外 で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

| | |
|-------|--|
| 開発行為 | ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 |
| 建築等行為 | ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 |

■ 届出のイメージ（誘導施設に設定されている施設を設置する場合）



3 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告

(都市再生特別措置法第108条の2)

都市機能誘導区域 内 で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要となります。

| | |
|----------|------------------------------|
| 誘導施設の休廃止 | ・ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合 |
|----------|------------------------------|

■ 届出のイメージ（誘導施設に設定されている施設を休止又は廃止する場合）

